

明治学院大学大学院学則（案）

第1章 総則

第1条 明治学院大学大学院は、「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基盤として、深奥なる学術の理論および応用を研究教授し、さらに進んで研究指導能力を養い、また、高度で専門的な職業能力を有する深い学識および卓越した能力を培い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。

第1条の2 本大学院は、前条の教育水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自己点検および評価を実施するものとする。

2 自己点検および評価の実施体制ならびに方法については、別にこれを定める。

第2条 本大学院の研究科に、修士課程、博士前期課程および博士後期課程をおく。

2 修士課程および博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、または各種機関などで実践的に活躍できる高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力、応用能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 研究科の組織

第3条 本大学院に次の研究科をおく。

文学研究科
経済学研究科
社会学研究科
法学研究科
国際学研究科
心理学研究科
法と経営学研究科
情報数理学研究科

第4条 各研究科に次の専攻をおく。

研究科	修士課程・博士前期課程	博士後期課程
文学研究科	英文学専攻	英文学専攻
	フランス文学専攻	フランス文学専攻
	芸術学専攻	芸術学専攻
経済学研究科	経済学専攻	経済学専攻
	—	経営学専攻
社会学研究科	社会学専攻	社会学専攻
	社会福祉学専攻	社会福祉学専攻
法学研究科	—	法律学専攻
国際学研究科	国際学専攻	国際学専攻
心理学研究科	心理学専攻	心理学専攻
	教育発達学専攻	—
法と経営学研究科	法と経営学専攻	—
情報数理学研究科	情報数理学専攻	情報数理学専攻

第5条 修士課程の標準修業年限は2年、博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）および後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

第3章 人材養成上の目的・教育目標

第6条 明治学院大学大学院は、第1条に掲げる大学院の目的を達成するため、教育理念“Do for Others(他者への貢献)”のもと、学士課程において培った能力をさらに発展させ、研究倫理を有するとともに、高度の分析力と構想力を備え、自らのキャリアをデザインする力を有し、コミュニケーション力をもって他者を理解し、共に生きる力を身につけ、知的な素養を持つ人間、研究能力を持つ人間、高度で専門的な職業に従事する人間を育成することを教育の目標とする。

第6条の2 研究科・専攻の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

文学研究科

文学研究科では、さまざまな創造活動や表現行為の研究を通して、人間のありようやそのあるべき姿を総合的にとらえることを目指している。その領域は文化、芸術、思想などの多くの分野に及ぶ。各分野における学知を探求し、領域横断的な人文知の発展に貢献する人間を育成することを教育の目標とする。

このような目的のもと、博士前期課程では、学士課程において培った能力をさらに発展させ、研究倫理を有するとともに、広い視野と深い学識に基づいた研究能力と専門的職業人としての能力を養うことを、博士後期課程では、研究倫理を有するとともに、専攻分野における自立した研究者としての能力、および高度に専門的な業務に従事し得る能力を養うことを目的としている。

英文学専攻

「博士前期課程」

英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学についての高度な専門的学識を授け、後期課程に進学し研究職を目指すために必要な研究能力をもつ人材や、英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学の専門的知識を基盤に英語教育の実践の場で活躍できる人材、さらには英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学についての専門的知識を必要とする職業に就くことのできる人材の養成

「博士後期課程」

研究者として自立し得る人材、または高度な専門的学識を基盤に、専門的知識を授け次の世代の研究者を養成し得る人材の養成

フランス文学専攻

「博士前期課程」

フランス語圏やフランスとかかわりのある国と地域における、文学、思想、芸術に関する広い視野と高度な知識、研究能力および研究倫理を身につけ、専門的職業人として広く文化的な領域で活躍できる人材の養成

「博士後期課程」

複合的な世界観に立った個々の文化研究を深め、日本語とフランス語での自己表現能力を身につけた、研究者として自立できる能力と高度に専門的な職業に就きうる能力および研究倫理を有する人材の養成

芸術学専攻

「博士前期課程」

芸術と真摯に向き合い、様々な文化的・社会的・歴史的コンテクストのなかで芸術をとらえる知的能力と感性を有し、それぞれの専門分野(音楽学研究コース、映像芸術学研究コース、美術史学研究コース、芸術メディア論研究コース、演劇身体表現論研究コース)に関する広い視野と高度な知識を身につけ、研究倫理を有するとともに、研究能力と専門的職業人としての能力を培った、広く文化的な領域分野で活躍できる人材の養成

「博士後期課程」

専門的な研究領域における研鑽に加え、さらに高度の専門知識と芸術的感性のバランスを有し、研究倫

理を有するとともに、研究者として、あるいは専門的職業人として、国内外の学界および芸術に関わる様々な分野で活躍・貢献できる人材の養成

経済学研究科

経済学研究科は、「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎として、“Do for Others”の精神に基づいて国内外で貢献できる有為の学者、および国際化・情報化時代に対応できる高度専門的職業人の養成を教育理念として展開している。

この理念を基に、本研究科は、深奥なる学術の理論および応用の研究を教授し、更に進んで研究能力を養い、また高度で専門的な職業能力を有する深い学識および卓越した能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを教育研究の目的・人材養成の目的とする。

本研究科は、以下の三つの役割を担いながら、博士前期課程と博士後期課程を有する最高学位授与機関としての社会的役割に貢献していくことを目指す。

- ① 創造的・先駆的な学術研究の推進と国際貢献
- ② 全人格的教育を基に創造的豊かな研究者の養成
- ③ 高度な専門知識・能力を持つ職業人の育成

経済学専攻

「博士前期課程」

景気や財政・金融をはじめ多種多様な問題の実態の解明と対応策を考察することのできる力と、理論、制度、歴史の実証的な研究能力を持つ人材の養成を目標とする。

「博士後期課程」

将来独立した研究活動を行うのに必要な研究能力の養成を目的とした、「専門性」を備え、「洞察力」と「解決能力」に優れた研究教育者の養成、または高度な専門性を持つ職業人の養成を目標とする。

経営学専攻

「博士後期課程」

学界最前線を担う研究者の養成を主眼とし、理論的基礎力の十分な理解の促進、将来の研究者としての資質の養成、または将来の教育者としての人材の養成を目標とする。

社会学研究科

社会は人と環境との関係からなり、また、人は常に他者とその存在を意識している。社会学研究科では、私たちが直面する社会の問題に対し、なぜそのような問題が生じ、問題解決にはどのような道筋と方法があるのかを社会科学の研究と教育を通して理解し、独自に研究を深め、もって人類の文化と福祉の増進に貢献する能力を有する人材の育成を目指す。

博士前期課程では学士課程で培った能力を土台に、理論的な考察や緻密な研究方法の修得を教育の主眼とし、博士後期課程ではそれらの理論や研究方法を駆使して、自己と社会の将来像を展望しながら、高度で専門的な研究教育または職業に携わることのできる人材を育成する。

社会学専攻

「博士前期課程」

社会学の理論的・経験的業績の体系的な学修とともに、個別分野における具体的な調査技法および分析技術の習得と、各個別分野を超えた広がりのある、人と社会への伶俐な洞察力を養い、複雑化した現代社会の抱える多様な問題に対し、専門的な知識と高度な技能をもって立ち向かう人材を養成する。

「博士後期課程」

個別分野における具体的な調査技法および分析技術を彫琢・開発する一方、個別の分野を超えて、人類と文明に対する伶俐な洞察力をもち、広く社会や世界に発信しうる能力をも培いながら、社会学の研究者および教育者としてのキャリアを築くことのできる人材を養成する。

社会福祉学専攻

「博士前期課程」

現実社会の多様な社会問題に対応し、その問題を解決することができるよう、社会福祉学に関する高度で、専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を体系的に学修し、特にソーシャルワークの視点から人間およびその生活全般に関する広範な知識と総合的な捉え方のできる人材を養成する。

「博士後期課程」

現代社会あるいは国際社会において、複合的に発生する多様な形態からなる社会問題に対して、自ら研究課題を設定し、それを社会福祉学を構成する各専門領域の学問研究をもとに深耕しながら、より広い視点から社会に貢献できる、自立した研究能力を有する人材を養成する。

法学研究科

法学研究科は、本学の建学の精神である「キリスト教による人格教育」と、本学の創始者ヘボン博士の終生にわたる教育に対する“Do for Others(他者への貢献)”という基本理念に基づき、他者の立場にたって考え、行動することに重きをおき、法学・政治学の専攻分野において、研究者または専門職業人として、高度の分析力と構想力を備え、自らのキャリアをデザインする力を有し、コミュニケーション力をもって他者を理解し、共に生きる力を身につけ、知的な素養を持つ人間であって、優れた研究能力または高度かつ専門的な職業に従事しうる能力を備えた人材の養成を教育目標とする。

法律学専攻

「博士後期課程」

法学・政治学の専攻分野に関する研究能力と応用能力を備え、理論・応用両面での高度な学問分野の開発に貢献できる優れた研究者または高度な専門職業人を養成する。

国際学研究科

国際学研究科は、国際的視野に立ちつつ、複数の学術分野を横断的に学び、深い学識とその応用力を持つ人間を育成することを目的とする。“Do for Others(他者への貢献)”の教育理念の下、その学識と能力をもって、グローバル化した社会において、国際機関やNGO、グラスルーツ・デベロップメント(草の根的開発)の分野、市民社会組織等で、高度で専門的な職業に従事する人間や、学術のさらなる発展や後進の教育に従事する研究者・教育者を育成することを教育の目標とする。

国際学専攻

「博士前期課程」

国際的視野に立ちつつ、複数の学術分野を横断的に学び、平和研究、日本・アジア研究、グローバル社会研究のいずれかの分野において、発展的な学識と応用力を身につけ、それを生かし、国際機関やNGO、グラスルーツ・デベロップメント(草の根的開発)の分野、市民社会組織等での専門的職業人としてのキャリアを切り開ける人間を育成することを教育の目標とする。

「博士後期課程」

国際的視野に立ちつつ、平和研究、日本・アジア研究、グローバル社会研究のいずれかの分野において、複数の学術分野における横断的な深い学識と卓越した応用力を養い、それを生かし、国際機関やNGO、グラスルーツ・デベロップメント(草の根的開発)の分野、市民社会組織等での高度で専門的な職業人としてのキャリアを切り開ける人間や、学術のさらなる発展や後進の教育に従事する研究者・教育者を育成することを教育の目標とする。

心理学研究科

心理学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」は、「ここを探り、人を支える」という教育理念の下、心理学を基礎として社会のさまざまな場面で活躍できる高度な能力を持つ人材を育成することである。修士課程または博士前期課程では、幅広い心理学的素養と学識を基盤にしながら、社会の様々な支援や研究の場で活躍できる高度専門職業人の養成、博士後期課程では、個人への支援および地域社会への支援を実行できる実践家・高度専門職業人の養成、心理学の基礎的研究、実践的研究、および両者を統合した研究を独立して行う力を持つ大学等の教員・研究者の養成を目的とする。

心理学専攻

「博士前期課程」

幅広い心理学的素養を基盤にし、社会の様々な支援や研究の場で活躍できる人材の養成、または後期課程に進み研究職を目指すために必要な研究能力を持つ人材の養成を目的とする。

「博士後期課程」

個人への支援および地域社会への支援を実行できる実践家の指導者の養成および、基礎的研究、実践的研究、さらに両者を統合した研究を独立して行う力を持つ研究者の養成を目的とする。

教育発達学専攻

「修士課程」

幅広い心理学的素養を基盤とし、教育発達学の専門的知識・技能を生かして多様な支援の場で活躍できる高度専門職業人の養成、および当該分野における研究職を目指すために必要な研究能力をもつ人材の育成を目的とする。

法と経営学研究科

「広い視野を持って、社会の組織（企業やNPO、研究機関も含まれる。）で指導的役割を果たせる人材」、特に「経営学と法学とを身につけ、ビジネスをトータルに推進できる人材」を、従来の学部の枠に囚われずに育成することを目標とし、企業経営者、中小企業の事業承継者、それを支える専門家（税理士など）および大学院で習得した専門知識や分析力を活かせる企業内スペシャリストの輩出を目指す。

法と経営学専攻

「修士課程」

法的知識を身につけ、法律家を活用できる経営者または組織のリーダー（法学を身につけた経営者・エコノミスト）や経済・経営学の知識を身につけ、経営者に対してスペシャリストとしての確かな提案ができる問題解決者（経済・経営のセンスを身につけた法務責任者・法律家）の養成

情報数理学研究科

情報数理学研究科は、「情報科学技術で人と社会に貢献する」という教育理念のもと、情報数理学を基盤として社会のさまざまな場面で活躍できる高度な能力を持つ人材を養成することを目的とする。

情報数理学専攻

「博士前期課程」

1. 情報数理学の素養を用いて人と社会に貢献する情報科学技術を開発する応用力・問題解決能力を有する高度専門職業人の養成
2. 情報科学の技術革新に対し、情報数理学の技術や知識を用い、明治学院大学の教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”に基づく倫理観をもって貢献できる人材の養成

「博士後期課程」

1. 情報数理学の素養を駆使して基礎研究、実践研究、および両者を統合した研究を独立して遂行し学術の深耕を行うことのできる、企業における研究開発人材および大学等の教員・研究者の養成
2. 情報科学の技術革新に対し、情報数理学の技術や知識を用い、明治学院大学の教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”に基づく倫理観をもって体現できる人材の養成

第6条の3 本大学院の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」「教育課程の編成および実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」は、次のとおりである。

「課程修了の認定・学位授与に関する方針」

明治学院大学大学院は、建学の精神すなわち「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎とし、教育理念“Do for Others(他者への貢献)”の実現を目指し、「人材養成上の目的・教育目標」に定める人間を育成するため、各研究科各専攻の定める専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけ、所定の期間在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した学生に課程の修了を認定し学位を授与する。

修得すべき能力の目標は、次のとおりである。

「修士課程」・「博士前期課程」

- 1 広い視野と深い学識および専門分野における高度な知識・技能を身につけている。
- 2 専門分野における高度な研究能力や卓越した職業能力を身につけている。
- 3 学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究倫理を身につけている。

「博士後期課程」

- 1 修士課程または博士前期課程において修得した知的基盤の上に、さらに深い学識と専門分野における高度な知識・技能を身につけている。
- 2 専門分野における自立した研究能力や卓越した職業能力を身につけている。
- 3 学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究倫理を身につけている。

「教育課程の編成および実施に関する方針」

明治学院大学大学院は、「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に掲げる知識・技能および知的応用能力を修得させるために、各研究科各専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」に沿って、必要とする高度な教育課程を体系的に編成し、講義、演習、実習、研究指導等を適切に展開する。

学修成果の評価にあたっては、あらかじめ定められた成績評価基準により、適切にこれを行う。

「修士課程」・「博士前期課程」

- 1 高度な専門科目およびこれに関連する幅広い知識と技能を獲得し、高度の研究能力や卓越した職業能力を獲得するための教育課程を編成する。
- 2 修士論文執筆に向けて指導教員による適切な研究指導を行う。

「博士後期課程」

- 1 修士課程または博士前期課程における知識基盤のうえに、さらに高度な専門科目およびこれに関連する幅広い知識と技能を獲得し、高度の研究能力や卓越した職業能力を獲得するための教育課程を編成する。
- 2 自立した研究者としての博士論文執筆に向けて指導教員による適切な研究指導を行う。

「入学者の受入れに関する方針」

明治学院大学大学院は、「人材養成上の目的・教育目標」に定める人間を育成するため、次のとおり

「入学者の受入れに関する方針」を定める。

「修士課程」・「博士前期課程」

求める人材像

- 1 学士課程において修得すべき能力を身につけ、学術の深奥なる理論・応用を真摯に探求し、自立した研究者や高度職業人を目指す意欲がある。

入学者選抜の基本的方針

- 1 入学者選抜は、学士課程において修得すべき能力を身につけているかについて評価する。
- 2 筆記試験および面接あるいはいずれかにより評価する。

「博士後期課程」

求める人材像

- 1 修士課程または博士前期課程において修得した知識基盤、高度な研究能力、卓越した職業能力、研究倫理のうえに、さらにこれを発展させ学術の深奥なる理論・応用を極め、自立した研究者や卓越した高度職業人を目指す意欲がある。

入学者選抜の基本的方針

- 1 修士課程または博士前期課程において修得した知識基盤、高度な研究能力、卓越した職業能力、研究倫理のうえに、さらにこれを発展させ学術の深奥なる理論・応用を極め、自立した研究者や卓越した高度職業人を目指す意欲があるかについて評価する。
- 2 入学者選抜は、修士課程または博士前期課程において修得すべき能力を身につけているかについて評価する。

第6条の4 研究科・専攻の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」「教育課程の編成および実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」は、別に定める。

第4章 収容定員

第7条 各研究科の収容定員は、次のとおりである。

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	英文学専攻	10	20	2	6	26
	フランス文学専攻	8	16	3	9	25
	芸術学専攻	10	20	5	15	35
	計	28	56	10	30	86
経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9	29
	経営学専攻	—	—	3	9	9
	計	10	20	6	18	38
社会学研究科	社会学専攻	10	20	2	6	26
	社会福祉学専攻	10	20	3	9	29
	計	20	40	5	15	55
法学研究科	法律学専攻	—	—	5	15	15
国際学研究科	国際学専攻	10	20	2	6	26
心理学研究科	心理学専攻	20	40	4	12	52
	教育発達学専攻	10	20	—	—	20
	計	30	60	4	12	72
法と経営学研究科	法と経営学専攻	20	40	—	—	40
情報数理学研究科	情報数理学専攻	15	30	2	6	36
合計		133名	266名	34名	102名	368名

第5章 授業科目および履修方法

第8条 本大学院各研究科の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させる遠隔授業として実施することができる。

3 各研究科の学生は、入学の当初に指導教授と協議した上で研究主題を定め、各研究科委員会の定めるところに従い、履修する授業科目を選定して許可を得なければならない。

第9条 修士課程、博士前期課程および後期課程の研究科専攻別授業科目、単位数、ならびにこれらの履修方法は、別表第1のとおりとする。

第10条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、別に定める規程に基づき、他大学の大学院と予め協議の上、当該他大学大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、本学において履修したもののみとみなすことができる。

3 法と経営学研究科において教育研究上必要と認めるときは、別に定める規程に基づき、本学経済学部お

および法学部の4年次生で、別に定める要件を満たしている優秀な者については、法と経営学研究科法と経営学専攻の指定科目（必修科目を除く）につき、15単位を上限として履修させることができる。なお、これにより修得した単位は、法と経営学研究科に入学した後の同研究科における既修得科目として認定することができる。

- 4 国際学研究科において教育研究上必要と認めるときは、別に定める規程に基づき、本学国際学部の4年次生で、別に定める要件を満たしている優秀な者については、国際学研究科国際学専攻の指定科目につき、15単位を上限として履修させることができる。なお、これにより修得した単位は、国際学研究科に入学した後の同研究科における既修得科目として認定することができる。

第10条の2 本大学院は、各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、外国における正規の高等教育機関で、学位授与権を有する大学の大学院、またはこれに相当する教育研究機関と予め協議の上、当該大学院等の授業科目を履修させることができる。

- 2 協定校の認定その他留学に関する重要事項は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを定める。
- 3 留学期間は、特に定めがあるものの他は1年以内とする。ただし、願い出により特に必要と認めた場合には、引き続き1年に限り留学期間の延長を許可することがある。
- 4 留学期間は、在学年数に算入する。
- 5 留学によって修得した単位は、当該研究科委員会の審査により、15単位を超えない範囲で課程修了の要件として認定することができる。単位の認定を希望するものは、留学終了後、速やかに留学先大学等が発行した成績証明書を所定の「認定願」に添付して、所属する研究科の研究科委員長に願い出なければならない。

第10条の3 削除

第10条の4 第10条、第10条の2、第11条の3、第40条により、本大学院入学前および入学後における単位認定は、それぞれ上限15単位を超えることができず、本大学院における修得単位として認定される単位の合計は、20単位を超えることができない。

第6章 課程修了の認定

第11条 各履修授業科目の合否の認定は、筆記もしくは口頭試験または研究報告によるものとする。

第11条の2 成績評価は、各授業科目につき、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59～0点）およびN（評価不能）とし、C以上を合格とする。合格した授業科目については、授業科目所定の単位数が与えられる。

- 2 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。
 - （1）講義および演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
 - （2）実験、実習および実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
 - （3）一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前1号および2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

第11条の3 他大学の大学院等で修得した単位および本大学院入学前に他大学の大学院等で修得した単位について、当該研究科が本学の授業科目の履修により修得したものとみなして単位を認定する場合、その成績評価は留学による単位認定をI、その他の単位認定をRとして前条の評価の段階を定めない。

- 2 第11条の2に定める成績評価の他に、履修登録を行った科目について、大学の定める一定期間に本人からの申請により、一部の科目を除いて、履修を中止することを認める場合がある。履修中止を行った科目については、当該学期の授業の出席、試験等の受験、単位の修得はできない。また、履修中止単位数分の新たな履修登録は認められない。履修中止はWと表記し、GPAの算出の対象とはならない。

第12条 所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出した者につき、学位論文を中心として筆記または口頭により最終試験を行うものとする。

- 2 修士課程および博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に

関しては、別に定める基準に基づき、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会が認めた場合は、当該課程に1年以上の期間在学すれば足りるものとする。

- 3 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、別に定める基準に基づき、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会が認めた場合は、当該課程に次の各号に掲げる期間以上在学すれば足りるものとする。

(1) 修士課程、博士前期課程または専門職学位課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年

(2) 修士課程、博士前期課程または専門職学位課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者 3年（修士課程、博士前期課程または専門職学位課程における在学期間を含める）

- 4 第27条第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号および第9号の規定により入学した者の要件は前項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、別に定める基準に基づき、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会が認めた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 5 修士課程、博士前期課程および博士後期課程の最終試験は、学位論文の提出後に行う。

第12条の2 入学前に本大学院および他の大学院において修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程または博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で所定の期間当該課程に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第13条 課程修了の認定は、大学院各研究科委員会（法と経営学研究科については、法と経営学研究科運営委員会（以下、「本研究科運営委員会」））の議を経て、学長がこれを行う。

- 2 大学院各研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。ただし、第2号については、この限りでない。

(1) 教育研究に関する重要事項で各研究科委員会の意見を聴くことが必要と学長が判断した別紙に定める事項

(2) その他、学長の諮問した全学的事項に関する事項

- 3 学長は、各研究科委員会および大学院委員会の意見、決議を参考にすることができる。

第13条の2 修了の時期は、学年の終了日とする。ただし、春学期に第12条または第12条の2に規定する修了要件を満たした場合は、これを春学期の終了日とすることができる。

第7章 学位の授与

第14条 本大学院の各研究科において修士課程、博士前期課程または博士後期課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格した者に対して、学長は大学院委員会に諮り、その課程に応じて修士または博士の学位の授与を行う。

第15条 本大学院の学生でない者が論文を提出して博士の学位を得ようとするときは、本大学院課程に準ずる審査を経て、博士の学位を授与することができる。

第16条 本学において授与する修士の学位は、次のとおりとする。

文学研究科英文学専攻	修士（英文学）
文学研究科フランス文学専攻	修士（フランス文学）
文学研究科芸術学専攻	修士（芸術学）
経済学研究科経済学専攻	修士（経済学）
社会学研究科社会学専攻	修士（社会学）
社会学研究科社会福祉学専攻	修士（社会福祉学）
国際学研究科国際学専攻	修士（国際学）
心理学研究科心理学専攻	修士（心理学）
心理学研究科教育発達学専攻	修士（教育発達学）
法と経営学研究科法と経営学専攻	修士（法と経営学）
情報数理学研究科情報数理学専攻	修士（情報数理学）

第16条の2 本学において授与する博士の学位は、次のとおりとする。

文学研究科英文学専攻	博士（英文学）
文学研究科フランス文学専攻	博士（フランス文学）
文学研究科芸術学専攻	博士（芸術学）
経済学研究科経済学専攻	博士（経済学）
経済学研究科経営学専攻	博士（経営学）
社会学研究科社会学専攻	博士（社会学）
社会学研究科社会福祉学専攻	博士（社会福祉学）
法学研究科法律学専攻	博士（法学）
国際学研究科国際学専攻	博士（国際学）
心理学研究科心理学専攻	博士（心理学）
情報数理学研究科情報数理学専攻	博士（情報数理学）

第17条 学位論文、最終試験および学位授与規程に関する細則は、別に定める。

第8章 教員組織および運営組織

第18条 各研究科に研究科委員会をおく。

2 研究科委員会は、その研究科の授業科目を担当する指導教授をもって組織する。

法と経営学研究科においては、研究指導を担当する教員（以下「中核教員」という。）からなる研究科委員会に加え、研究科委員長と専攻主任教授および1名の中核教員ならびに経済学部長と法学部長各1名の計5名からなる本研究科運営委員会を置く。

3 研究科委員会（法と経営学研究科においては、本研究科運営委員会を含む）は、その研究科に関する授業ならびに指導、入学、試験、学位論文の審査その他必要事項を審議する。

4 法と経営学研究科においては、本研究科運営委員会と研究科委員会の運営等に関して特則を設け、その詳細は、法と経営学研究科委員会規程において定める。

第19条 各研究科委員会に研究科委員長を置く。委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科委員長は、当該研究科委員会において互選する。

3 研究科の専攻に主任教授を置く。

第20条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、研究科に共通する重要事項（入学・修了に関する事項、学位の授与、大学院に関わる人事（業績審査等）、教育研究に関する重要事項、研究科、専攻の設置および廃止、その他であつて、研究科間の調整を要するもの）を審議する。

3 大学院委員会は、学長が前項および次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。ただし、第2号については、この限りでない。

（1）教育研究に関する重要事項で大学院委員会の意見を聴くことが必要と学長が判断した別紙に定める事項

（2）その他、学長の諮問した全学的事項に関する事項

4 学長は、大学院委員会の意見、決議を参考にすることができる。

第21条 大学院委員会は、学長、研究科委員長および専攻主任教授をもって構成する。ただし、各研究科選出の委員が3名に満たない場合は、当該研究科委員会委員を大学院委員とすることができる。

2 大学院委員会は学長が招集し、議長となる。

3 大学院委員会において議決を要する場合は、各研究科委員長が議決権を有する。

第22条 大学院には、事務の処理、学生の補導、福祉等のため事務職員若干名を置く。

第9章 学年・学期および休日

第23条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第24条 学年を分けて次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

- 2 (削除)
- 3 春学期および秋学期期間については、変更することができる。
- 4 在学年数の計算にあつては、第1項の日付に関係なく春学期および秋学期ともに在学期間はそれぞれ6ヶ月とする。

第25条 学年中の休業日を次のとおり定める。

春季休業 1月29日より3月31日まで
夏季休業 7月27日より9月22日まで
冬季休業 12月26日より1月5日まで
日曜日
国民の祝日に関する法律に規定する休日
創立記念日 11月1日
降誕日 12月25日
臨時休業は、そのつどこれを定める。

- 2 前項、春季・夏季および冬季の休業日は、変更することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、日曜日を除く休日または休業日に授業を行うことがある。

第10章 入学・退学・賞罰

第26条 本大学院の修士課程、博士前期課程に入学できる者は、次の資格を有するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学等(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 本大学院において個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (10) 本学学部にて3年在学し、各研究科において、特に優れた成績をもって所定の単位を修得したと認めた者。ただし、法と経営学研究科については、大学に3年以上在学し、当該大学における専門科目・教養科目等の卒業に必要な単位を特に優れた成績をもって所定の単位を修得したものと、当該研究科において認めた者
- (11) その他各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第27条 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の資格を有するものとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位の学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置

付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(9) その他各研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第28条 修士課程または博士前期課程を修了して引続き博士後期課程に進学することを願い出た者には、別に定めるところにより、選考の上進学を許可する。

第29条 本大学院の入学期は毎年春学期の始めとする。

第30条 本大学院に入学を志願する者は、大学院学納金等取扱細則に定める入学検定料を納付し、所定の期日までに必要書類を提出しなければならない。

第31条 入学を許可された者は、本大学院所定の用紙に定められた保証人連署の在学証書および戸籍記載事項証明書あるいは住民票抄本に入学金を添えて、指定の期日までに差出さなければならない。同期日までに差出さないときは、入学を取消すことがある。

第31条の2 保証人は満25歳以上の者であって独立の生計を立て、学生在学中に係る一切の事柄につきその責務を果たし得るものでなければならない。本学において不適当と認めたときは、その変更を命ずることがある。

2 保証人が転居または死亡したときは、その旨ただちに届け出なければならない。

3 保証人死亡その他でその責を果し得ないときは、新たに保証人を定めなければならない。

第32条 他の大学大学院から転入を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り所定の考査を経た上で転入学を許可することがある。

2 前項の転入学を許可された者の、すでに修得した授業科目および単位数ならびに在学期間については、研究科委員会において審査の上、その一部または全部を認める。

第33条 病気またはその他やむを得ない事由で引き続き2カ月以上修学することができない者は、その事由を付し、保証人連署の上、休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は1学期または2学期とし、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により引き続き2学期を限度として休学を許可することがある。

3 休学期間は、通算し修士課程および博士前期課程においては2年、博士後期課程においては3年とし、これを超えることはできない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

5 休学に関する規程は、明治学院大学大学院学籍の取扱いに関する規程に定める。

第34条 病気またはその他の事由によって退学しようとする者は、その理由を付し、保証人連署の上、願い出なければならない。

2 正当な理由で退学した者が再入学しようとする場合には、事情を考慮した上で、これを許可することがある。

第35条 学籍に関する細目は、別に定める。

第36条 入学、留学、休学、復学、退学、再入学の許可は、当該研究科委員会（法と経営学研究科運営委員会を含む）および大学院委員会の議を経て、学長がこれを行う。

2 第26条および第27条で入学を志願する者は、入学試験を受けなければならない。入学の選考は、各研究科委員会が定める方法により、学力・人物の判定に基づいて行う。

3 入学の許可に関する事項について、学長は、各研究科委員会および大学院委員会の意見、決議を参考にすることができる。

第36条の2 入学を許可された者について、出願書類および入学資格個別審査に関わる書類に虚偽の記載があった場合または選考における不正があった場合は、入学を許可された日に遡及して入学許可を取り消す。この場合、入学検定料、学納金等の返還は行わない。

第37条 本大学院における同一研究科の最長在学期間は、修士課程および博士前期課程は4年、博士後期課

程は6年とする。

第38条 学力優秀、志操堅固な者は、これを表彰することがある。

第39条 学生にして次の各号の一に該当する者は、懲戒（譴責、停学および退学）とする。

- (1) 本学建学の精神または学生の本分にもとり、本学則に背いた者
- (2) 性行不良にして成業の見込みがない者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者

第11章 科目等履修生・研究生および外国人学生

第40条 本大学院の特定の授業科目につき履修しようとする者があるときは、正規学生の教育研究に支障をきたさない範囲において研究科委員会で選考の上、これを許可することがある。

- (1) 科目等履修生の入学資格は、第26条に規定する者、修士または専門職学位の学位を有する者とする。
- (2) 科目等履修生が履修することのできる科目は、1年を通じて12単位以内とする。
- (3) 履修を願い出る者は、所定の願書に審査料を添えて出願しなければならない。
- (4) 科目等履修生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。
- (5) 本学は、授業科目を履修した科目等履修生に対し、成績評価基準に基づき合格点に達した場合に単位を与える。
- (6) 科目等履修生の選考料および学納金等に関する規定は、別に定める。

第41条 本大学院で特定課題について研究指導を希望する者があるときは、別に定める規程により、研究生として受け入れることができる。

第42条 外国人の入学志願者は、選考の上、これを許可することがある。

2 外国人学生には、学生に関する規程のすべてを準用する。

第12章 入学検定料および学納金

第43条 入学金、授業料、施設費、設備費、実験実習料、教育充実維持費およびその他諸費を学納金という。

- (1) 入学金、授業料、施設費、設備費は別表第2に定める。
- (2) 実験実習料、教育充実維持費およびその他諸費の細目は、明治学院大学大学院学納金等取扱細則に定める。

第44条 入学を志願する者は、入学検定料を前納しなければならない。入学検定料の細目は、明治学院大学大学院学納金等取扱細則に定める。

2 入学を許可された者は、学納金の所定の額を期日までに納付しなければならない。

第45条 在学生は学納金のうち、授業料、施設費、設備費、実験実習料、教育充実維持費は、年額の2分の1の額を、それぞれの学期の学納金とし、春学期が4月末日、秋学期が10月末日までに納付しなければならない。

2 第36条に定める留学を許可された者は、留学期間中の学納金を納付しなければならない。学納金は明治学院大学大学院学納金等取扱細則に定める。

3 第33条第1項に定める休学を許可された者は、休学期間中の在籍料を納付しなければならない。在籍料は明治学院大学大学院学納金等取扱細則に定める。

第45条の2 第45条第2項の定めにかかわらず、2015年度以前に入学し、かつ第36条に定める留学を許可された者は、留学期間中の在籍料を納付しなければならない。在籍料は明治学院大学大学院学納金等取扱細則に定める。ただし、協定によるものは別に定める。

第46条 学納金を期日までに納付しない者は、これを除籍する。

2 学納金を納付せずに除籍となった者が再入学しようとする場合には、事情を考慮した上で、これを許可することがある。

第47条 すでに納付した学納金は、事情のいかんにかかわらず、これを返却しない。

第13章 図書館

第48条 本大学院学生は、その研究目的を達成するために明治学院大学図書館を利用することができる。

第14章 教育職員免許状取得資格

第49条 高等学校教諭、中学校教諭、小学校教諭もしくは幼稚園教諭の1種免許状を取得している者またはその取得所要資格を有している者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状または特別支援学校教諭専修免許状の取得資格を得ようとする者は、当該専攻において、教育職員免許法および同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項により大学院において取得できる教科の種類は次のとおりとする。

研究科	専攻	高等学校教諭 専修免許状	中学校教諭 専修免許状
文学研究科	英文学専攻	外国語（英語）	
経済学研究科	経済学専攻	公 民	社 会
社会学研究科	社会学専攻	公 民	社 会
国際学研究科	国際学専攻	地理歴史	
		公 民	社 会
心理学研究科	教育発達学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状 （知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）	

第15章 削除

第50条～第53条 削除

第16章 法と経営学研究科の特則

第1節 教員組織および運営組織

第54条 法と経営学研究科においては、中核教員からなる研究科委員会に加え、研究科委員長と専攻主任教授および1名の中核教員ならびに経済学部長と法学部長各1名の計5名からなる本研究科運営委員会を置く。

2 本研究科運営委員会は、次の事項を審議する。なお、本研究科運営委員会における審議に先立ち、また必要に応じて審議案件について、研究科委員会において協議を行い、本研究科運営委員会の審議を円滑に進め、本研究科の管理運営を適切に行う。ただし、第1号から第4号までの事項については、その決定は、大学院委員会、大学評議会の承認を得なければならない。

- （1）法と経営学研究科委員長と専攻主任の推薦に関する事項
- （2）予算編成に関する事項
- （3）法と経営学研究科の改組および廃止に関する事項
- （4）授業科目の設置および廃止に関する事項
- （5）履修指導に関する事項
- （6）入学、留学、退学および休学に関する事項
- （7）学生の賞罰に関する事項
- （8）学位論文審査および修了に関する事項

(9) 中核教員の選任等その他法と経営学研究科の組織運営に関する事項

第2節 研究所

第55条 法と経営学研究科に、法と経営学研究所を置く。法と経営学研究所の規程は、別にこれを定める。

付 則

この学則は、昭和30年4月1日からこれを施行する。

付 則

昭和35年4月1日一部改正施行

付 則

昭和36年9月1日一部改正施行

付 則

昭和37年4月1日一部改正施行

付 則

昭和38年4月1日一部改正施行

付 則

昭和40年4月1日一部改正施行

付 則

昭和42年4月1日一部改正施行

付 則

昭和43年4月1日一部改正施行

付 則

昭和44年4月1日一部改正施行

付 則

昭和45年4月1日一部改正施行

付 則

昭和47年4月1日一部改正施行

付 則

昭和48年4月1日一部改正施行

付 則

昭和49年4月1日一部改正施行

付 則

昭和50年4月1日一部改正施行

付 則

昭和51年4月1日一部改正施行

付 則

昭和52年4月1日一部改正施行

付 則

昭和53年4月1日一部改正施行

付 則

昭和54年4月1日一部改正施行

付 則

昭和55年4月1日一部改正施行

付 則

昭和56年4月1日一部改正施行

付 則

昭和57年4月1日一部改正施行

付 則

昭和58年4月1日一部改正施行

付 則

昭和59年4月1日一部改正施行

付 則

昭和60年4月1日一部改正施行

付 則

昭和61年4月1日一部改正施行

付 則

昭和62年4月1日一部改正施行

付 則

昭和63年4月1日一部改正施行（第3章第6条の経済学専攻の入学定員及び総定員の項を変更。旧第38条削除。旧第39条、第40条、第41条を順次繰上げ第38条、第39条、第40条に変更。第41条学納金規定の新設。旧第42条及び第43条を統合して第42条とする。旧第44条を第43条としその第2項に実験実習料の徴収を規定。第44条施設費及び設備費を規定、第45条、第46条、第47条学費等の呼称変更。第43条第1項及び第44条の規定は、昭和62年度以前に入学した学生についても適用する。）

付 則

平成元年4月1日一部改正施行

付 則

平成2年4月1日 一部改正施行

付 則

平成3年4月1日 一部改正施行

付 則

平成3年7月1日 一部改正施行

付 則

平成4年4月1日 一部改正施行

付 則

平成5年4月1日 一部改正施行

付 則

平成6年4月1日 一部改正施行（文学研究科心理学専攻修士課程を増設。第8条授業科目、単位数、研究指導および履修方法の別表第1における授業科目の開設、変更、削除および履修方法の一部変更。第49条教育職員免許状の種類、免許教科の改定、文学研究科心理学専攻の免許教科の開設。第49条教育職員免許状の免許教科の改定は、1994年度より適用し、1993年度までの入学者は、従前の例による。）

付 則

平成7年4月1日 一部改正施行（第1条の2、第31条、第40条、別表第1、別表第2）

付 則

平成8年4月1日 一部改正施行（別表第1、別表第2）

付 則

平成9年4月1日 一部改正施行（第4条、第6条、第15条、第16条、第49条経営学専攻に名称を変更。ただし、1997年度の入学者より適用し、1996年度までの入学者は従前の例による。第8条別表第1における領域の再編、科目の新設、廃止等の修正。）

付 則

平成10年4月1日 一部改正施行（別表第1、別表第2）

付 則

平成11年4月1日 一部改正施行（別表第1、別表第2）

付 則

平成12年4月1日 一部改正施行（文学研究科フランス文学専攻修士課程を増設。第8条授業科目、単位数、研究指導、および履修方法の別表第1における授業科目の開設、変更、削除および履修方法の一部変更。第4条、第6条、第15条、別表第1、別表第2）

付 則

平成13年4月1日 一部改正施行（文学研究科芸術学専攻修士課程を増設。経済学研究科経営学専攻博士前期課程定員増。第8条授業科目、単位数、研究指導および履修方法の別表第1における授業科目の開設、変更、削除および履修方法の一部変更。）

付 則

平成14年4月1日一部改正施行（第26条学校教育法施行規則の改正に伴う変更。「本学学部3年修了者の本学大学院への早期入学等に関する規程」の制定に伴い、入学資格を一部追加。第26条ならびに第27条省庁再編による名称変更。）

付 則

平成15年4月1日一部改正施行（文学研究科フランス文学専攻および芸術学専攻後期課程設置。第8条授業科目、単位数、研究指導および履修方法の別表第1における授業科目の開設、変更、削除および履修方法の一部変更。）

付 則

平成16年4月1日一部改正施行（法務職研究科設置および心理学研究科心理学専攻設置による改正。第8条授業科目、単位数、研究指導および履修方法の別表第1における授業科目の開設、変更、削除および履修方法の一部変更。）

付 則

平成17年4月1日一部改正施行（第24条、第29条、第33条、第43条、第44条、第45条、別表第1、別表第2、別表第3）

付 則

平成18年4月1日一部改正施行（第4条、第6条、第16条、第43条、第44条、第44条第2項、第45条第2項、第52条第2項。別表第1 社会学研究科社会学専攻および社会福祉学専攻に博士後期課程を設置、社会学・社会福祉学専攻博士後期課程を募集停止。別表第2、別表第3）

付 則

平成19年4月1日一部改正施行（第2条、第4条、第6条、第16条、第26条、第33条、第37条 心理学研究科心理学専攻博士後期課程設置による改正、修士課程は募集停止。教育研究上の目的を定めて第6条とし、以下第16条までを繰下げ。第7条 文学研究科心理学専攻修士課程の廃止、法学研究科法律学専攻博士前期課程の募集停止および廃止。第25条 休業日の例外。第30条、第40条、第44条、別表第2 表現の修正。第49条 学校教育法等の一部改正による免許状の種類の変更。国際学専攻を追加。第50条 学校教育法の一部改正による助教授の名称変更。別表第1）

付 則

平成20年4月1日一部改正施行（別表第1、別表第2 社会学研究科社会福祉学専攻博士前期課程3年制コース新設）

付 則

平成21年4月1日一部改正施行（第26条、第27条 学校教育法施行規則の改正に伴う入学資格の改正。別表第1）

付 則

平成22年4月1日一部改正施行（第4条、第7条、第16条の2 社会学・社会福祉学専攻廃止に伴う変更。第6条 研究科ごとの目的を定めた。第7条 経営学専攻博士前期課程と法務専攻専門職学位課程の収容定員を変更。第45条 留学・休学期間中の在籍料。別表第1、別表第2、別表第3）

付 則

平成23年4月1日一部改正施行（第19条 研究科委員長選任方法について明文化。第24条 学部学則に合

わせた学期期間の変更。別表第1、別表第2)

付 則

平成24年4月1日一部改正施行（第7条 国際学研究科国際学専攻博士後期課程と法務専攻専門職学位課程の収容定員を変更。第26条（4）法務職研究科の早期入学資格の一部変更。別表第1）

付 則

平成25年4月1日一部改正施行（第7条 法務職研究科法務専攻専門職学位課程の収容定員を変更。第43条、第45条 教育充実維持費への名称変更。別表第1）

付 則

平成26年4月1日一部改正施行（第7条 文学研究科フランス文学専攻博士前期課程および博士後期課程の入学定員・収容定員を変更。別表第1の変更）

付 則

平成27年4月1日一部改正施行（学校教育法一部改正に伴う文部科学省通知に基づいた変更（第13条、第14条、第20条第2項、第3項および第4項、第36条第1項、第2項および第3項）。法と経営学研究科の開設に伴う変更（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第18条、第26条、第28条、第33条、第37条、第54条、第55条、別表第1）。芸術学専攻の研究科の目的の変更（第6条）。文学研究科英文学専攻博士前期課程の入学定員・収容定員を変更（第7条）。別表第1の変更。）

付 則

平成28年4月1日一部改正施行（第4条、第6条、第7条、第16条、第49条、別表第1 心理学研究科教育発達学専攻設置による変更。第7条 経済学研究科経営学専攻博士前期課程の入学定員・収容定員の変更。第25条 降誕日の追記に伴う条文の変更。第45条第3項の変更、第45条の2の追加 留学に関わる学納金徴収方法の変更。別表第1の変更。別表第2の注記追加 再入学の学納金徴収基準の修正。）

付 則

平成29年4月1日一部改正施行（第6条 学校教育法施行規則の一部改正に伴う変更。第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第10条の3、第10条の4、第12条、第14条、第16条の3、第21条、第26条、第33条、第37条、第43条、第44条、第45条、第50条、第51条、第52条、第53条、別表第2および別表第3 法科大学院廃止による変更。第4条、第7条、第16条 経済学研究科経営学専攻博士前期課程廃止による変更。第43条、第44条第2項、および第45条 学納金関連条項の整理・統合。別表第1の変更）

付 則

平成30年4月1日一部改正施行（第49条第2項 取得可能な教育職員免許状の変更。別表第1の変更）

付 則

平成31年4月1日一部改正施行（第10条の4、第11条の2、第11条の3 課程修了認定における成績評価基準の追記に伴う変更。別表第1の変更）

付 則

令和2年4月1日一部改正施行（第6条、第6条の2、第6条の3 「人材養成上の目的・教育目標」、「課程修了の認定・学位授与に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」、「求める人材像」、「入学者選抜の基本的方針」の見直しに伴う変更。別表第1の変更）

付 則

令和3年4月1日一部改正施行(第6条の2 「人材養成上の目的・教育目標」の見直しに伴う変更。別表第1の変更)

付 則

令和3年6月1日一部改正施行(別表第1の変更)

付 則

令和4年4月1日一部改正施行(第31条の2を追加。別表第1の変更)

付 則

令和5年4月1日一部改正施行(第6条の2 「人材養成上の目的・教育目標」の見直しに伴う変更。第26条第1項第5号の変更。別表第1の変更。)

付 則

令和6年4月1日一部改正施行(第10条第4項、第26条第1項第3号、第27条第1項第4号、第33条第2項および第46条第1項の変更、第46条第2項の追加、別表第1の変更)

付 則

令和7年4月1日一部改正施行(第36条の2の追加。別表第1の変更。ただし、心理学研究科心理学専攻博士前期課程心理学コースの選択必修科目「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」については、平成30年度以降の入学生に適用する。)

付 則

令和8年4月1日一部改正施行(第6条の2 「人材養成上の目的・教育目標」の見直しに伴う変更。第10条、第10条の2、第10条の4、第12条、第26条、第27条、第40条の変更。第8条第2項、第12条第3項第1号、第2号、第12条第4項、第12条の2および第13条の2の追加。別表第1の変更。)

付 則

令和9年4月1日一部改正施行(第3条、第4条、第6条の2、第7条、第16条、第16条の2、別表第1、別表第2 情報数理学研究科情報数理学専攻の設置に伴う変更)

別表第1 授業科目、単位数、研究指導および履修方法

文学研究科英文学専攻

博士前期課程

〔必修科目〕

Proseminar	2		
Thesis Writing 1A	2	Thesis Writing 1B	2
Thesis Writing 2A	2	Thesis Writing 2B	2
研究法演習	2		

〔英米文学専修者授業科目〕

イギリス文学（近代小説）ⅠA	2	イギリス文学（近代小説）ⅠB	2
イギリス文学（近代小説）ⅡA	2	イギリス文学（近代小説）ⅡB	2
イギリス文学（近代小説）ⅢA	2	イギリス文学（近代小説）ⅢB	2
イギリス文学（近代小説）ⅣA	2	イギリス文学（近代小説）ⅣB	2
イギリス文学（英語圏近現代小説）ⅠA	2	イギリス文学（英語圏近現代小説）ⅠB	2
イギリス文学（英語圏近現代小説）ⅡA	2	イギリス文学（英語圏近現代小説）ⅡB	2
イギリス文学（英語圏近現代小説）ⅢA	2	イギリス文学（英語圏近現代小説）ⅢB	2
イギリス文学（英語圏近現代小説）ⅣA	2	イギリス文学（英語圏近現代小説）ⅣB	2
イギリス文学（詩）ⅠA	2	イギリス文学（詩）ⅠB	2
イギリス文学（詩）ⅡA	2	イギリス文学（詩）ⅡB	2
イギリス文学（詩）ⅢA	2	イギリス文学（詩）ⅢB	2
イギリス文学（詩）ⅣA	2	イギリス文学（詩）ⅣB	2
イギリス文学（演劇）ⅠA	2	イギリス文学（演劇）ⅠB	2
イギリス文学（演劇）ⅡA	2	イギリス文学（演劇）ⅡB	2
イギリス文学（演劇）ⅢA	2	イギリス文学（演劇）ⅢB	2
イギリス文学（演劇）ⅣA	2	イギリス文学（演劇）ⅣB	2
イギリス文学（20世紀小説）ⅠA	2	イギリス文学（20世紀小説）ⅠB	2
イギリス文学（20世紀小説）ⅡA	2	イギリス文学（20世紀小説）ⅡB	2
イギリス文学（20世紀小説）ⅢA	2	イギリス文学（20世紀小説）ⅢB	2
イギリス文学（20世紀小説）ⅣA	2	イギリス文学（20世紀小説）ⅣB	2
アメリカ文学（19～20世紀小説）ⅠA	2	アメリカ文学（19～20世紀小説）ⅠB	2
アメリカ文学（19～20世紀小説）ⅡA	2	アメリカ文学（19～20世紀小説）ⅡB	2
アメリカ文学（19～20世紀小説）ⅢA	2	アメリカ文学（19～20世紀小説）ⅢB	2
アメリカ文学（19～20世紀小説）ⅣA	2	アメリカ文学（19～20世紀小説）ⅣB	2
アメリカ文学（現代小説・文化）ⅠA	2	アメリカ文学（現代小説・文化）ⅠB	2
アメリカ文学（現代小説・文化）ⅡA	2	アメリカ文学（現代小説・文化）ⅡB	2
アメリカ文学（現代小説・文化）ⅢA	2	アメリカ文学（現代小説・文化）ⅢB	2

アメリカ文学（現代小説・文化）ⅣA	2	アメリカ文学（現代小説・文化）ⅣB	2
アメリカ文学（詩・批評）ⅠA	2	アメリカ文学（詩・批評）ⅠB	2
アメリカ文学（詩・批評）ⅡA	2	アメリカ文学（詩・批評）ⅡB	2
アメリカ文学（詩・批評）ⅢA	2	アメリカ文学（詩・批評）ⅢB	2
アメリカ文学（詩・批評）ⅣA	2	アメリカ文学（詩・批評）ⅣB	2
アメリカ文学（小説・批評）ⅠA	2	アメリカ文学（小説・批評）ⅠB	2
アメリカ文学（小説・批評）ⅡA	2	アメリカ文学（小説・批評）ⅡB	2
アメリカ文学（小説・批評）ⅢA	2	アメリカ文学（小説・批評）ⅢB	2
アメリカ文学（小説・批評）ⅣA	2	アメリカ文学（小説・批評）ⅣB	2
アメリカ文学（19世紀小説）ⅠA	2	アメリカ文学（19世紀小説）ⅠB	2
アメリカ文学（19世紀小説）ⅡA	2	アメリカ文学（19世紀小説）ⅡB	2
アメリカ文学（19世紀小説）ⅢA	2	アメリカ文学（19世紀小説）ⅢB	2
アメリカ文学（19世紀小説）ⅣA	2	アメリカ文学（19世紀小説）ⅣB	2
〔英語学専修者授業科目〕			
英語学（音声学）ⅠA	2	英語学（音声学）ⅠB	2
英語学（音声学）ⅡA	2	英語学（音声学）ⅡB	2
英語学（音声学）ⅢA	2	英語学（音声学）ⅢB	2
英語学（音声学）ⅣA	2	英語学（音声学）ⅣB	2
英語学（統語論）ⅠA	2	英語学（統語論）ⅠB	2
英語学（統語論）ⅡA	2	英語学（統語論）ⅡB	2
英語学（統語論）ⅢA	2	英語学（統語論）ⅢB	2
英語学（統語論）ⅣA	2	英語学（統語論）ⅣB	2
英語学（意味論）ⅠA	2	英語学（意味論）ⅠB	2
英語学（意味論）ⅡA	2	英語学（意味論）ⅡB	2
英語学（意味論）ⅢA	2	英語学（意味論）ⅢB	2
英語学（意味論）ⅣA	2	英語学（意味論）ⅣB	2
英語学（社会言語学）ⅠA	2	英語学（社会言語学）ⅠB	2
英語学（社会言語学）ⅡA	2	英語学（社会言語学）ⅡB	2
英語学（社会言語学）ⅢA	2	英語学（社会言語学）ⅢB	2
英語学（社会言語学）ⅣA	2	英語学（社会言語学）ⅣB	2
英語学（言語獲得論）ⅠA	2	英語学（言語獲得論）ⅠB	2
英語学（言語獲得論）ⅡA	2	英語学（言語獲得論）ⅡB	2
英語学（言語獲得論）ⅢA	2	英語学（言語獲得論）ⅢB	2
英語学（言語獲得論）ⅣA	2	英語学（言語獲得論）ⅣB	2
英語学（英語教育学）ⅠA	2	英語学（英語教育学）ⅠB	2
英語学（英語教育学）ⅡA	2	英語学（英語教育学）ⅡB	2
英語学（英語教育学）ⅢA	2	英語学（英語教育学）ⅢB	2

英語学（英語教育学）Ⅳ A	2	英語学（英語教育学）Ⅳ B	2
英語学（英語教育研究）Ⅰ A	2	英語学（英語教育研究）Ⅰ B	2
英語学（英語教育研究）Ⅱ A	2	英語学（英語教育研究）Ⅱ B	2
英語学（英語教育研究）Ⅲ A	2	英語学（英語教育研究）Ⅲ B	2
英語学（英語教育研究）Ⅳ A	2	英語学（英語教育研究）Ⅳ B	2
〔共通授業科目〕			
英米文学特講 A	2	英米文学特講 B	2
英語学特講（英語教育研究） A	2	英語学特講（英語教育研究） B	2

博士後期課程

研究指導	4		
イギリス文学特殊研究（近代小説）1A	2	イギリス文学特殊研究（近代小説）1B	2
イギリス文学特殊研究（英語圏近現代小説）1A	2	イギリス文学特殊研究（英語圏近現代小説）1B	2
イギリス文学特殊研究（20 世紀小説）1A2		イギリス文学特殊研究（20 世紀小説）1B2	
イギリス文学特殊研究（詩）1A	2	イギリス文学特殊研究（詩）1B	2
イギリス文学特殊研究（演劇）1A	2	イギリス文学特殊研究（演劇）1B	2
アメリカ文学特殊研究（19 世紀小説）1A2		アメリカ文学特殊研究（19 世紀小説）1B2	
アメリカ文学特殊研究（19～20 世紀小説）1A	2	アメリカ文学特殊研究（19～20 世紀小説）1B	2
アメリカ文学特殊研究（現代小説・文化）1A	2	アメリカ文学特殊研究（現代小説・文化）1B	2
アメリカ文学特殊研究（詩・批評）1A	2	アメリカ文学特殊研究（詩・批評）1B	2
アメリカ文学特殊研究（小説・批評）1A2		アメリカ文学特殊研究（小説・批評）1B2	
英語学特殊研究（音声学）1A	2	英語学特殊研究（音声学）1B	2
英語学特殊研究（統語論）1A	2	英語学特殊研究（統語論）1B	2
英語学特殊研究（意味論）1A	2	英語学特殊研究（意味論）1B	2
英語学特殊研究（社会言語学）1A	2	英語学特殊研究（社会言語学）1B	2
英語学特殊研究（言語獲得論）1A	2	英語学特殊研究（言語獲得論）1B	2
英語学特殊研究（英語教育学）1A	2	英語学特殊研究（英語教育学）1B	2
英語学特殊研究（英語教育研究）1A	2	英語学特殊研究（英語教育研究）1B	2

履修方法

- (1) 博士前期課程にあつては、2 年以上在学し、32 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文を作成しなければならない。
- (2) 博士前期課程では、すでに単位を修得した科目の再履修はできない。
- (3) 博士前期課程にあつては、指導教授の講義を合計 8 単位修得しなければならない。なお、5 科

目以降は修了要件単位には含まれない。

- (4) 博士前期課程の必修科目の履修については次の通りとする。ア、Thesis writing 1A、1B（英米文学専修科目）は、一年次に履修することが望ましい。Thesis writing 2A、2B（英語学専修科目）は、二年次に履修することが望ましい。イ、Proseminar は、一年次に履修することが望ましい。ウ、指導教授の開講する研究法演習は、二年次に履修することが望ましい。
- (5) 後期課程にあつては、指導教授の研究指導 12 単位を含む 16 単位を修得し、毎年、博士準備論文を執筆し、修了にあたっては博士後期課程論文を提出しなければならない。
- (6) 指導教授と専攻主任が認めた場合には、文学研究科内の他専攻の開設科目を履修して、8 単位までを本専攻における修了単位とみなすことができる。
- (7) 後期課程の在学者は、前期課程の講義を受講することができる。

文学研究科フランス文学専攻

博士前期課程

演習ⅠA	2	演習ⅠB	2
演習ⅡA	2	演習ⅡB	2
演習ⅢA	2	演習ⅢB	2
演習ⅣA	2	演習ⅣB	2
演習ⅤA	2	演習ⅤB	2
演習ⅥA	2	演習ⅥB	2
特殊研究ⅠA	2	特殊研究ⅠB	2
特殊研究ⅡA	2	特殊研究ⅡB	2
特殊研究ⅢA	2	特殊研究ⅢB	2
特殊研究ⅣA	2	特殊研究ⅣB	2
特殊研究ⅤA	2	特殊研究ⅤB	2
特殊研究ⅥA	2	特殊研究ⅥB	2
留学準備演習A	2	留学準備演習B	2

博士後期課程

特別演習ⅠA	2	特別演習ⅠB	2
特別演習ⅡA	2	特別演習ⅡB	2
特別演習ⅢA	2	特別演習ⅢB	2
特別演習ⅣA	2	特別演習ⅣB	2
特別講義ⅠA	2	特別講義ⅠB	2
特別講義ⅡA	2	特別講義ⅡB	2
特別講義ⅢA	2	特別講義ⅢB	2

特別講義Ⅳ A	2	特別講義Ⅳ B	2
研究実習 A	1	研究実習 B	1

履修方法

1. 博士前期課程にあっては、「演習」は、指導教員の授業を2年度にわたって必修（同一科目名でも履修可能）とするが、他の「演習A・B」を併せて履修してもよい。「特殊研究」は、年度ごとに、「特殊研究A・B」の2科目を必修とするが、他の「特殊研究A・B」を併せて履修してもよい。また、指導教員が認めた場合には、文学研究科内の他専攻の開講科目を履修して、8単位までを本専攻における修了単位とみなすことができる。
2. 博士前期課程にあっては、30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出しなければならない。
3. 博士後期課程にあっては、指導教員の研究指導に基づいて、特別演習12単位（3年継続履修、同一科目名でも履修可能）を含め、16単位以上を修得し、かつ、博士論文を作成しなければならない。

文学研究科芸術学専攻

博士前期課程

1 音楽学研究コース

音楽学演習Ⅰ A	2	音楽学演習Ⅰ B	2
音楽学演習Ⅰ C	2	音楽学演習Ⅰ D	2
音楽学演習Ⅱ A	2	音楽学演習Ⅱ B	2
音楽学演習Ⅱ C	2	音楽学演習Ⅱ D	2
音楽学演習Ⅲ A	2	音楽学演習Ⅲ B	2
音楽学演習Ⅲ C	2	音楽学演習Ⅲ D	2
音楽学特殊講義Ⅰ A	2	音楽学特殊講義Ⅰ B	2
音楽学特殊講義Ⅱ A	2	音楽学特殊講義Ⅱ B	2
音楽学特殊講義Ⅲ A	2	音楽学特殊講義Ⅲ B	2
音楽学特殊講義Ⅳ A	2	音楽学特殊講義Ⅳ B	2
音楽学特殊講義Ⅴ A	2	音楽学特殊講義Ⅴ B	2
音楽学特殊講義Ⅵ A	2	音楽学特殊講義Ⅵ B	2
芸術学特論(音楽学)	2		

2 映像芸術学研究コース

映像芸術学演習Ⅰ A	2	映像芸術学演習Ⅰ B	2
映像芸術学演習Ⅰ C	2	映像芸術学演習Ⅰ D	2
映像芸術学演習Ⅱ A	2	映像芸術学演習Ⅱ B	2
映像芸術学演習Ⅱ C	2	映像芸術学演習Ⅱ D	2

映像芸術学演習Ⅲ A	2	映像芸術学演習Ⅲ B	2
映像芸術学演習Ⅲ C	2	映像芸術学演習Ⅲ D	2
映像芸術学特殊講義Ⅰ A	2	映像芸術学特殊講義Ⅰ B	2
映像芸術学特殊講義Ⅱ A	2	映像芸術学特殊講義Ⅱ B	2
映像芸術学特殊講義Ⅲ A	2	映像芸術学特殊講義Ⅲ B	2
映像芸術学特殊講義Ⅳ A	2	映像芸術学特殊講義Ⅳ B	2
映像芸術学特殊講義Ⅴ A	2	映像芸術学特殊講義Ⅴ B	2
映像芸術学特殊講義Ⅵ A	2	映像芸術学特殊講義Ⅵ B	2
芸術学特論(映像芸術学)	2		
3 美術史学研究コース			
美術史学演習Ⅰ A	2	美術史学演習Ⅰ B	2
美術史学演習Ⅰ C	2	美術史学演習Ⅰ D	2
美術史学演習Ⅱ A	2	美術史学演習Ⅱ B	2
美術史学演習Ⅱ C	2	美術史学演習Ⅱ D	2
美術史学特殊講義Ⅰ A	2	美術史学特殊講義Ⅰ B	2
美術史学特殊講義Ⅱ A	2	美術史学特殊講義Ⅱ B	2
美術史学特殊講義Ⅲ A	2	美術史学特殊講義Ⅲ B	2
美術史学特殊講義Ⅳ A	2	美術史学特殊講義Ⅳ B	2
芸術学特論(美術史学)	2		
4 芸術メディア論研究コース			
芸術メディア論演習Ⅰ A	2	芸術メディア論演習Ⅰ B	2
芸術メディア論演習Ⅰ C	2	芸術メディア論演習Ⅰ D	2
芸術メディア論演習Ⅱ A	2	芸術メディア論演習Ⅱ B	2
芸術メディア論演習Ⅱ C	2	芸術メディア論演習Ⅱ D	2
芸術メディア論特殊講義Ⅰ A	2	芸術メディア論特殊講義Ⅰ B	2
芸術メディア論特殊講義Ⅱ A	2	芸術メディア論特殊講義Ⅱ B	2
芸術メディア論特殊講義Ⅲ A	2	芸術メディア論特殊講義Ⅲ B	2
芸術メディア論特殊講義Ⅳ A	2	芸術メディア論特殊講義Ⅳ B	2
芸術学特論(芸術メディア論)	2		
5 演劇身体表現論研究コース			
演劇身体表現論演習Ⅰ A	2	演劇身体表現論演習Ⅰ B	2
演劇身体表現論演習Ⅰ C	2	演劇身体表現論演習Ⅰ D	2
演劇身体表現論演習Ⅱ A	2	演劇身体表現論演習Ⅱ B	2
演劇身体表現論演習Ⅱ C	2	演劇身体表現論演習Ⅱ D	2
演劇身体表現論特殊講義Ⅰ A	2	演劇身体表現論特殊講義Ⅰ B	2
演劇身体表現論特殊講義Ⅱ A	2	演劇身体表現論特殊講義Ⅱ B	2
演劇身体表現論特殊講義Ⅲ A	2	演劇身体表現論特殊講義Ⅲ B	2

演劇身体表現論特殊講義Ⅳ A	2	演劇身体表現論特殊講義Ⅳ B	2
芸術学特論(演劇身体表現論)	2		
6 博物館学芸員課程関係科目			
博物館概論	2		
博物館学各論 A	2	博物館学各論 B	2
博物館資料保存論	2	博物館展示論	2
生涯学習概論	2		
視聴覚教育メディア論 A	2	視聴覚教育メディア論 B	2
博物館教育論 A	2	博物館教育論 B	2
博物館実習	3		
西洋美術通史 P	2	西洋美術通史 S	2
日本・東洋美術通史 P	2	日本・東洋美術通史 S	2
日本・東洋美術史研究 A	2	日本・東洋美術史研究 B	2
西洋美術史研究 A	2	西洋美術史研究 B	2
文化史 A	2	文化史 B	2
民俗学 A	2	民俗学 B	2
博士後期課程			
研究指導	4		
1 音楽学研究コース			
音楽学特殊研究Ⅰ A	2	音楽学特殊研究Ⅰ B	2
音楽学特殊研究Ⅱ A	2	音楽学特殊研究Ⅱ B	2
音楽学特殊研究Ⅲ A	2	音楽学特殊演習Ⅲ B	2
2 映像芸術学研究コース			
映像芸術学特殊研究Ⅰ A	2	映像芸術学特殊研究Ⅰ B	2
映像芸術学特殊研究Ⅱ A	2	映像芸術学特殊研究Ⅱ B	2
映像芸術学特殊研究Ⅲ A	2	映像芸術学特殊研究Ⅲ B	2
3 美術史学研究コース			
美術史学特殊研究Ⅰ A	2	美術史学特殊研究Ⅰ B	2
美術史学特殊研究Ⅱ A	2	美術史学特殊研究Ⅱ B	2
4 芸術メディア論研究コース			
芸術メディア論特殊研究Ⅰ A	2	芸術メディア論特殊研究Ⅰ B	2
芸術メディア論特殊研究Ⅱ A	2	芸術メディア論特殊研究Ⅱ B	2
5 演劇身体表現論研究コース			
演劇身体表現論特殊研究Ⅰ A	2	演劇身体表現論特殊研究Ⅰ B	2
演劇身体表現論特殊研究Ⅱ A	2	演劇身体表現論特殊研究Ⅱ B	2
6 博物館学芸員課程関係科目			

博物館概論	2		
博物館学各論 A	2	博物館学各論 B	2
博物館資料保存論	2	博物館展示論	2
博物館教育論 A	2	博物館教育論 B	2
生涯学習概論	2		
視聴覚教育メディア論 A	2	視聴覚教育メディア論 B	2
博物館実習	3		
西洋美術通史 P	2	西洋美術通史 S	2
日本・東洋美術通史 P	2	日本・東洋美術通史 S	2
日本・東洋美術史研究 A	2	日本・東洋美術史研究 B	2
西洋美術史研究 A	2	西洋美術史研究 B	2
文化史 A	2	文化史 B	2
民俗学 A	2	民俗学 B	2

履修方法

- 1 芸術学専攻博士前期課程にあつては、2 年以上在学し、32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文を作成しなければならない。
- 2 指導教員は所属コースの専任教員のなかから選ぶ。
- 3 「演習」は、指導教員または所属コースの専任教員の授業 4 科目 8 単位を必修とするが、併せて他の「演習」（他コースも含む）を年度ごとに履修することもできる。いずれの場合も「演習」の再履修は 2 年を上限とする。
- 4 「特殊講義」は所属コースの「特殊講義」のうち、2 科目 4 単位を履修しなければならないが、他の「特殊講義」（他コースも含む）も併せて履修することができる。
- 5 指導教員が認めた場合には、文学研究科内の他専攻の開講科目を履修して、2 科目 4 単位までを本専攻における修了単位とみなすことができる。
- 6 芸術学専攻博士後期課程にあつては、原則として指導教員の演習 8 単位（「研究指導」4 単位を 2 年間にわたって履修する）と指導教員以外の講義 4 単位を含めた合計 16 単位を履修し、かつ、博士論文を作成しなければならない。
- 7 文学部芸術学科が併設する博物館学芸員課程の授業科目を、文学研究科芸術学専攻博士前期課程および博士後期課程の学生が修得し、学芸員資格を得ることができる。
- 8 博物館学芸員課程の授業科目の単位は、文学研究科芸術学専攻博士前期課程および博士後期課程の、修了に必要な単位には含まれない。

経済学研究科経済学専攻

博士前期課程

【演習科目】

演習Ⅰ	4	演習Ⅱ	4
-----	---	-----	---

【講義科目】

ミクロ経済学特論 1	2	ミクロ経済学特論 2	2
マクロ経済学特論 1	2	マクロ経済学特論 2	2
経済政策論特論 1	2	経済政策論特論 2	2
経済数学特論	2	応用数学特論	2
数理統計学特論	2	時系列解析特論	2
労働経済論特論 1	2	労働経済論特論 2	2
社会政策論特論 1	2	社会政策論特論 2	2
農業政策論特論 1	2	農業政策論特論 2	2
一般均衡特論 1	2	一般均衡特論 2	2
ゲーム理論特論 1	2	ゲーム理論特論 2	2
日本経済史特論 1	2	日本経済史特論 2	2
西洋経済史特論 1	2	西洋経済史特論 2	2
経済学史特論	2	比較経済思想史特論	2
世界経済論特論 1	2	世界経済論特論 2	2
ヨーロッパ経済特論 1	2	ヨーロッパ経済特論 2	2
日本経済論特論 1	2	日本経済論特論 2	2
中国経済論特論 1	2	中国経済論特論 2	2
開発経済学特論	2	健康医療経済学特論	2
金融論特論 1	2	金融論特論 2	2
国際金融論特論 1	2	国際金融論特論 2	2
租税法特論 1	2	租税法特論 2	2
財政学特論	2	租税論特論	2
公共経済学特論	2	地方財政論特論	2
特殊講義 1	2	特殊講義 2	2
公共政策論特論 1	2	公共政策論特論 2	2
実験経済学特論 1	2	実験経済学特論 2	2
法と経済学特論 1	2	法と経済学特論 2	2

博士後期課程

理論経済学特殊研究（Ⅰ）	4	理論経済学特殊研究（Ⅰ）演習	4
理論経済学特殊研究（Ⅱ）	4	理論経済学特殊研究（Ⅱ）演習	4
理論経済学特殊研究（Ⅲ）	4	理論経済学特殊研究（Ⅲ）演習	4
理論経済学特殊研究（Ⅳ）	4	理論経済学特殊研究（Ⅳ）演習	4
理論経済学特殊研究（Ⅴ）	4	理論経済学特殊研究（Ⅴ）演習	4

金融論特殊研究（Ⅰ）	4	金融論特殊研究（Ⅰ）演習	4
金融論特殊研究（Ⅱ）	4	金融論特殊研究（Ⅱ）演習	4
経済数学特殊研究（Ⅰ）	4	経済数学特殊研究（Ⅰ）演習	4
経済数学特殊研究（Ⅱ）	4	経済数学特殊研究（Ⅱ）演習	4
経済史特殊研究（Ⅰ）	4	経済史特殊研究（Ⅰ）演習	4
経済史特殊研究（Ⅱ）	4	経済史特殊研究（Ⅱ）演習	4
経済史特殊研究（Ⅲ）	4	経済史特殊研究（Ⅲ）演習	4
各国経済論特殊研究（Ⅰ）	4	各国経済論特殊研究（Ⅰ）演習	4
各国経済論特殊研究（Ⅱ）	4	各国経済論特殊研究（Ⅱ）演習	4
経済政策論特殊研究（Ⅰ）	4	経済政策論特殊研究（Ⅰ）演習	4
経済政策論特殊研究（Ⅱ）	4	経済政策論特殊研究（Ⅱ）演習	4
経済政策論特殊研究（Ⅲ）	4	経済政策論特殊研究（Ⅲ）演習	4
経済学史特殊研究	4	経済学史特殊研究演習	4
公共経済学特殊研究（Ⅰ）	4	公共経済学特殊研究（Ⅰ）演習	4
公共経済学特殊研究（Ⅱ）	4	公共経済学特殊研究（Ⅱ）演習	4
公共政策論特殊研究（Ⅰ）	4	公共政策論特殊研究（Ⅰ）演習	4

履修方法

1. 博士前期課程にあつては、所定の期間在籍し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、修士論文を作成しなければならない。
2. 博士前期課程では、単位修得科目の再履修はできない。
3. 博士前期課程にあつては、原則として指導教授による講義2科目4単位と2年継続の演習8単位（1年次4単位、2年次4単位）合計12単位を必修とする。
4. 博士前期課程にあつては、3.の必修科目以外に所属専攻の授業科目の中から18単位を履修し、修得しなければならない。
5. 博士後期課程にあつては、原則として指導教授の講義科目(4単位)と、演習（4単位）を3年連続で12単位を履修し、合計16単位を修得しなければならない。さらに、在籍期間中、指導教授の指導にもとづいて、必要な科目を履修しなければならない。

経済学研究科経営学専攻

博士後期課程

マーケティング情報システム論 特殊研究	4	マーケティング情報システム論 特殊研究演習1	4
マーケティング情報システム論 特殊研究演習2	4	マーケティング情報システム論 特殊研究演習3	4

マーケティング・サイエンス特殊研究	4	マーケティング・サイエンス 特殊研究演習 1	4
マーケティング・サイエンス 特殊研究演習 2	4	マーケティング・サイエンス 特殊研究演習 3	4
経営戦略論特殊研究	4	経営戦略論特殊研究演習 1	4
経営戦略論特殊研究演習 2	4	経営戦略論特殊研究演習 3	4
情報管理論特殊研究	4	情報管理論特殊研究演習 1	4
情報管理論特殊研究演習 2	4	情報管理論特殊研究演習 3	4
国際経営論特殊研究	4	国際経営論特殊研究演習 1	4
国際経営論特殊研究演習 2	4	国際経営論特殊研究演習 3	4
イノベーション特殊研究	4	イノベーション特殊研究演習 1	4
イノベーション特殊研究演習 2	4	イノベーション特殊研究演習 3	4
異文化マネジメント特殊研究	4	異文化マネジメント特殊研究演習 1	4
異文化マネジメント特殊研究演習 2	4	異文化マネジメント特殊研究演習 3	4
人的資源管理特殊研究	4	人的資源管理特殊研究演習 1	4
人的資源管理特殊研究演習 2	4	人的資源管理特殊研究演習 3	4
産業史特殊研究	4	産業史特殊研究演習 1	4
産業史特殊研究演習 2	4	産業史特殊研究演習 3	4
日本経営史特殊研究	4	日本経営史特殊研究演習 1	4
日本経営史特殊研究演習 2	4	日本経営史特殊研究演習 3	4
ファイナンス特殊研究	4	ファイナンス特殊研究演習 1	4
ファイナンス特殊研究演習 2	4	ファイナンス特殊研究演習 3	4
計量ファイナンス特殊研究	4	計量ファイナンス特殊研究演習 1	4
計量ファイナンス特殊研究演習 2	4	計量ファイナンス特殊研究演習 3	4
国際貿易特殊研究	4	国際貿易特殊研究演習 1	4
国際貿易特殊研究演習 2	4	国際貿易特殊研究演習 3	4
財務会計論特殊研究	4	財務会計論特殊研究演習 1	4
財務会計論特殊研究演習 2	4	財務会計論特殊研究演習 3	4
管理会計論特殊研究	4	管理会計論特殊研究演習 1	4
管理会計論特殊研究演習 2	4	管理会計論特殊研究演習 3	4
原価計算論特殊研究	4	原価計算論特殊研究演習 1	4
原価計算論特殊研究演習 2	4	原価計算論特殊研究演習 3	4
国際会計論特殊研究	4	国際会計論特殊研究演習 1	4
国際会計論特殊研究演習 2	4	国際会計論特殊研究演習 3	4
企業分析特殊研究	4	企業分析特殊研究演習 1	4
企業分析特殊研究演習 2	4	企業分析特殊研究演習 3	4
税法特殊研究	4	税法特殊研究演習 1	4

履修方法

経済学研究科経営学専攻博士後期課程にあつては、指導教授の講義科目（4単位）と、演習（4単位）を3年連続で12単位を履修し、合計16単位を修得しなければならない。さらに、在籍期間中、指導教授の指導にもとづいて、必要な科目を履修しなければならない。

社会学研究科社会学専攻

博士前期課程

1. 基礎研究

社会学基礎演習

2

アカデミック・ライティング 1A

2

アカデミック・ライティング 1B

2

アカデミック・ライティング 2A

2

アカデミック・ライティング 2B

2

2. 理論・方法論研究

社会学方法論研究

2

社会学方法論研究 1A

2

社会学方法論研究 1B

2

社会学方法論研究 2A

2

社会学方法論研究 2B

2

数量データ分析特論

2

質的データ分析特論

2

3. 個別分野研究

家族社会学研究 1A

2

家族社会学研究 1B

2

家族社会学研究 2A

2

家族社会学研究 2B

2

性現象論研究 1A

2

性現象論研究 1B

2

性現象論研究 2A

2

性現象論研究 2B

2

医療と身体研究 1A

2

医療と身体研究 1B

2

医療と身体研究 2A

2

医療と身体研究 2B

2

犯罪社会学研究 1A

2

犯罪社会学研究 1B

2

犯罪社会学研究 2A

2

犯罪社会学研究 2B

2

社会心理学研究 1A

2

社会心理学研究 1B

2

社会心理学研究 2A

2

社会心理学研究 2B

2

社会倫理学研究 1A

2

社会倫理学研究 1B

2

社会倫理学研究 2A

2

社会倫理学研究 2B

2

都市と地域社会研究 1A

2

都市と地域社会研究 1B

2

都市と地域社会研究 2A

2

都市と地域社会研究 2B

2

社会構造論研究 1A

2

社会構造論研究 1B

2

社会構造論研究 2A

2

社会構造論研究 2B

2

環境社会学研究 1A	2	環境社会学研究 1B	2
環境社会学研究 2A	2	環境社会学研究 2B	2
メディア社会学研究 1A	2	メディア社会学研究 1B	2
メディア社会学研究 2A	2	メディア社会学研究 2B	2
歴史社会学研究 1A	2	歴史社会学研究 1B	2
歴史社会学研究 2A	2	歴史社会学研究 2B	2
市民社会論研究 1A	2	市民社会論研究 1B	2
市民社会論研究 2A	2	市民社会論研究 2B	2
子どもと教育研究 1A	2	子どもと教育研究 1B	2
子どもと教育研究 2A	2	子どもと教育研究 2B	2
文化産業論研究 1A	2	文化産業論研究 1B	2
文化産業論研究 2A	2	文化産業論研究 2B	2
コミュニケーション研究 1A	2	コミュニケーション研究 1B	2
コミュニケーション研究 2A	2	コミュニケーション研究 2B	2
文化社会論研究 1A	2	文化社会論研究 1B	2
文化社会論研究 2A	2	文化社会論研究 2B	2
社会人類学研究 1A	2	社会人類学研究 1B	2
社会人類学研究 2A	2	社会人類学研究 2B	2
社会階層論研究 1A	2	社会階層論研究 1B	2
社会階層論研究 2A	2	社会階層論研究 2B	2
4. 特殊分野研究			
社会学特講ⅠA	2	社会学特講ⅡA	2
社会学特講ⅢA	2	社会学特講ⅣA	2
社会学特講ⅠB	2	社会学特講ⅡB	2
社会学特講ⅢB	2	社会学特講ⅣB	2
5. 実習			
調査実習Ⅰ	4	調査実習Ⅱ	4
調査実習Ⅲ	4	調査実習Ⅳ	4
6. 研究指導			
研究指導	3		
7. 社会調査士資格関係科目			
社会調査の基礎	2	社会調査の技法	2
データ分析入門	2	社会統計学	2
数量データ分析	2	質的データ分析	2
社会調査実習	4	社会教育調査実習	4

履修方法

1. 博士前期課程にあっては、2年以上在籍し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文を作成しなければならない。
2. 博士前期課程では、研究指導のみ、継続して履修できる。
3. 必修単位については、社会学基礎演習2単位、かつ指導教員の研究指導3単位を2年継続して(計6単位)、合計8単位を修得しなければならない。
4. 研究指導は、原則として同一教員のものを履修することとする。
5. その他の授業科目22単位以上を選択履修するものとする。
6. 同一研究科内の他専攻の授業科目から4科目8単位までは、研究科委員会の承認を得て履修することができる。
7. 社会学部社会学科が併設する社会調査士資格取得のための授業科目を、社会学研究科社会学専攻博士前期課程の学生が履修し、社会調査士資格の認定を申請することができる。
8. 社会調査士資格関係科目の単位は、社会学研究科社会学専攻博士前期課程の修了に必要な単位には含まれない。

博士後期課程

1. 研究指導

研究指導 (社会心理学研究)	4		
研究指導 (家族社会学研究)	4	研究指導 (犯罪社会学研究)	4
研究指導 (文化社会学研究)	4	研究指導 (性現象論研究)	4
研究指導 (都市と地域社会研究)	4	研究指導 (医療と身体研究)	4
		研究指導 (社会構造論研究)	4
研究指導 (社会倫理学研究)	4	研究指導 (環境社会学研究)	4
研究指導 (メディア社会学研究)	4	研究指導 (歴史社会学研究)	4
研究指導 (市民社会論研究)	4	研究指導 (コミュニケーション研究)	4
研究指導 (子どもと教育研究)	4	研究指導 (文化産業論研究)	4
研究指導 (社会人類学研究)	4		

2. 理論・方法論研究

特別研究 (社会学基礎理論)	2	特別研究 (社会学方法論)	2
----------------	---	---------------	---

3. 社会調査士資格関係科目

社会調査の基礎	2	社会調査の技法	2
データ分析入門	2	社会統計学	2
数量データ分析	2	質的データ分析	2
社会調査実習	4	社会教育調査実習	4

履修方法

1. 社会学研究科社会学専攻博士後期課程にあっては、指導教員の研究指導4単位を3年継続して

(計 12 単位)、かつ、理論・方法論研究 4 単位、合計 16 単位を修得しなければならない。

2. 社会学部社会学科が併設する社会調査士資格取得のための授業科目を、社会学研究科社会学専攻博士後期課程の学生が履修し、社会調査士資格の認定を申請することができる。
3. 社会調査士資格関係科目の単位は、社会学研究科社会学専攻博士後期課程の修了に必要な単位には含まれない。

社会学研究科社会福祉学専攻

博士前期課程

1. 基礎研究領域

社会福祉原論研究 A	2	社会福祉原論研究 B	2
ソーシャルワーク論研究 A	2	ソーシャルワーク論研究 B	2
社会福祉研究法 A	2	社会福祉研究法 B	2
データ分析法 A	2	データ分析法 B	2
社会保障論研究 A	2	社会保障論研究 B	2
社会福祉史研究 A	2	社会福祉史研究 B	2
社会福祉法制研究 A	2	社会福祉法制研究 B	2
社会福祉調査論研究 A	2	社会福祉調査論研究 B	2
福祉開発論研究 A	2	福祉開発論研究 B	2
社会政策論研究 A	2	社会政策論研究 B	2

2. 実践研究領域

ソーシャルワーク研究 1A	2	ソーシャルワーク研究 1B	2
ソーシャルワーク研究 2A	2	ソーシャルワーク研究 2B	2
ソーシャルワーク研究 3A	2	ソーシャルワーク研究 3B	2
ソーシャルワーク研究 4A	2	ソーシャルワーク研究 4B	2
ソーシャルワーク研究 5A	2	ソーシャルワーク研究 5B	2

3. 実習関係領域

ソーシャルワーク実習 1	4	ソーシャルワーク実習 2	4
ソーシャルワーク実習 3	4	ソーシャルワーク実習 4	4
社会福祉調査実習	4		

4. 課題別研究領域

公的扶助論研究 A	2	公的扶助論研究 B	2
地域福祉論研究 A	2	地域福祉論研究 B	2
精神保健福祉論研究 A	2	精神保健福祉論研究 B	2
児童福祉論研究 A	2	児童福祉論研究 B	2

障害者福祉論研究 A	2	障害者福祉論研究 B	2
高齢者福祉論研究 A	2	高齢者福祉論研究 B	2
医療福祉論研究 A	2	医療福祉論研究 B	2
特別支援教育論研究 A	2	特別支援教育論研究 B	2
社会起業論研究 A	2	社会起業論研究 B	2
若者支援論研究 A	2	若者支援論研究 B	2
多文化共生論研究 A	2	多文化共生論研究 B	2
5. 特別講義領域			
社会福祉研究特講	2	ソーシャルワーク研究特講	2
6. 研究指導領域			
研究指導 1	3	研究指導 2	3

履修方法

1. 博士前期課程にあっては、2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文を作成しなければならない。
2. 「現職ソーシャルワーカーのためのリカレント教育をサポートする」ためのコース（以下 3 年制コースと称する。3 年制コースは長期在学制度を指す。）を選択した者については、3 年以上在学し、33 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、前期課程在籍 2 年目の履修登録時に、研究課題修了報告書あるいは修士論文のいずれかを選択しなければならない。なお、前記研究課題修了報告書は、修士論文と同等の明治学院大学学位規程における学位論文にあたる。
3. 博士前期課程の 2 年制コースと 3 年制コースの選択は入学試験の際に行う。選択したコースは、理由を問わずこれを変更できない。
4. 研究指導 1・3 単位合計 6 単位（1 年次 3 単位、2 年次 3 単位）は 2 年制コースの、研究指導 2・3 単位合計 9 単位（1 年次 3 単位、2 年次 3 単位、3 年次 3 単位）は 3 年制コースの必修科目とする。なお、研究指導は、原則として同一教員のものを履修することとする。
5. 博士前期課程では単位修得科目の再履修はできない。
6. 必修科目以外に、所属専攻の授業科目の中から 24 単位以上を選択履修する。
7. 同一研究科内の他専攻の授業科目の中から 4 科目 8 単位までは、研究科委員会の承認を得て履修することができる。ただし、これらの単位は、社会学研究科社会福祉学専攻前期課程の修了に必要な単位には含まれない。

博士後期課程

特殊研究（社会福祉原論研究）	4	特殊研究（社会福祉原論研究）研究指導	4
特殊研究（社会福祉史研究）	4	特殊研究（社会福祉史研究）研究指導	4
特殊研究（社会保障論研究）	4	特殊研究（社会保障論研究）研究指導	4
特殊研究（社会福祉法制論研究）	4	特殊研究（社会福祉法制論研究）研究指導	4

特殊研究（地域福祉論研究）	4	特殊研究（地域福祉論研究）研究指導	4
特殊研究（児童福祉論研究）	4	特殊研究（児童福祉論研究）研究指導	4
特殊研究（高齢者福祉論研究）	4	特殊研究（高齢者福祉論研究）研究指導	4
特殊研究（精神保健福祉論研究）	4	特殊研究（精神保健福祉論研究）研究指導	4
特殊研究（障害者福祉論研究）	4	特殊研究（障害者福祉論研究）研究指導	4
特殊研究（ソーシャルワーク研究 1）	4	特殊研究（ソーシャルワーク研究 1）研究指導	4
特殊研究（ソーシャルワーク研究 2）	4	特殊研究（ソーシャルワーク研究 2）研究指導	4
特殊研究（ソーシャルワーク研究 3）	4	特殊研究（ソーシャルワーク研究 3）研究指導	4
特殊研究（ソーシャルワーク研究 4）	4	特殊研究（ソーシャルワーク研究 4）研究指導	4
特殊研究（ソーシャルワーク研究 5）	4	特殊研究（ソーシャルワーク研究 5）研究指導	4
特殊研究（ソーシャルワーク論研究）	4	特殊研究（ソーシャルワーク論研究）研究指導	4
特殊研究（医療福祉論研究）	4	特殊研究（医療福祉論研究）研究指導	4
特殊研究（特別支援教育論研究）	4	特殊研究（特別支援教育論研究）研究指導	4
特殊研究（社会福祉調査論研究）	4	特殊研究（社会福祉調査論研究）研究指導	4
特殊研究（公的扶助論研究）	4	特殊研究（公的扶助論研究）研究指導	4
特殊研究（福祉開発論研究）	4	特殊研究（福祉開発論研究）研究指導	4
特殊研究（社会政策論研究）	4	特殊研究（社会政策論研究）研究指導	4
特殊研究（社会起業論研究）	4	特殊研究（社会起業論研究）研究指導	4
特殊研究（若者支援論研究）	4	特殊研究（若者支援論研究）研究指導	4
特殊研究（多文化共生論研究）	4	特殊研究（多文化共生論研究）研究指導	4

履修方法

1. 社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程にあつては、指導教授の講義科目 4 単位と研究指導 8 単位（2 年間にわたって履修）合計 12 単位を修得し、かつ、博士論文を作成しなければならない。
2. さらに、指導教授の指導にもとづいて、前期課程の授業科目（研究指導領域を除く）を受講することができる。

法学研究科法律学専攻

博士後期課程

研究指導科目

研究指導（法哲学 A）	2	研究指導（法哲学 B）	2
研究指導（西洋法制史 A）	2	研究指導（西洋法制史 B）	2
研究指導（法社会学 A）	2	研究指導（法社会学 B）	2

研究指導（憲法 1A）	2	研究指導（憲法 1B）	2
研究指導（憲法 2A）	2	研究指導（憲法 2B）	2
研究指導（憲法 3A）	2	研究指導（憲法 3B）	2
研究指導（行政法 1A）	2	研究指導（行政法 1B）	2
研究指導（行政法 2A）	2	研究指導（行政法 2B）	2
研究指導（租税法 A）	2	研究指導（租税法 B）	2
研究指導（国際租税法A）	2	研究指導（国際租税法B）	2
研究指導（国際法 1A）	2	研究指導（国際法 1B）	2
研究指導（国際法 2A）	2	研究指導（国際法 2B）	2
研究指導（国際人権法 1A）	2	研究指導（国際人権法 1B）	2
研究指導（国際取引法 1A）	2	研究指導（国際取引法 1B）	2
研究指導（国際取引法 2A）	2	研究指導（国際取引法 2B）	2
研究指導（民法 1A）	2	研究指導（民法 1B）	2
研究指導（民法 2A）	2	研究指導（民法 2B）	2
研究指導（民法 3A）	2	研究指導（民法 3B）	2
研究指導（民法 4A）	2	研究指導（民法 4B）	2
研究指導（民法 5A）	2	研究指導（民法 5B）	2
研究指導（民法 6A）	2	研究指導（民法 6B）	2
研究指導（民法 7A）	2	研究指導（民法 7B）	2
研究指導（消費者法 1A）	2	研究指導（消費者法 1B）	2
研究指導（消費者法 2A）	2	研究指導（消費者法 2B）	2
研究指導（商法 1A）	2	研究指導（商法 1B）	2
研究指導（商法 2A）	2	研究指導（商法 2B）	2
研究指導（商法 3A）	2	研究指導（商法 3B）	2
研究指導（商法 4A）	2	研究指導（商法 4B）	2
研究指導（商法 5A）	2	研究指導（商法 5B）	2
研究指導（民事訴訟法 1A）	2	研究指導（民事訴訟法 1B）	2
研究指導（民事訴訟法 2A）	2	研究指導（民事訴訟法 2B）	2
研究指導（民事訴訟法 3A）	2	研究指導（民事訴訟法 3B）	2
研究指導（民事訴訟法 4A）	2	研究指導（民事訴訟法 4B）	2
研究指導（刑事法 1A）	2	研究指導（刑事法 1B）	2
研究指導（刑事法 2A）	2	研究指導（刑事法 2B）	2
研究指導（刑事法 3A）	2	研究指導（刑事法 3B）	2
研究指導（刑事法 4 A）	2	研究指導（刑事法 4 B）	2
研究指導（経済法 A）	2	研究指導（経済法 B）	2
研究指導（労働法 A）	2	研究指導（労働法 B）	2

研究指導（外国法 A）	2	研究指導（外国法 B）	2
研究指導（環境法 A）	2	研究指導（環境法 B）	2
研究指導（行政学 A）	2	研究指導（行政学 B）	2
研究指導（政治思想史 A）	2	研究指導（政治思想史 B）	2
研究指導（政治史 A）	2	研究指導（政治史 B）	2
研究指導（政治体制論 A）	2	研究指導（政治体制論 B）	2
研究指導（政策過程論 A）	2	研究指導（政策過程論 B）	2
研究指導（国際政治学 1A）	2	研究指導（国際政治学 1B）	2
研究指導（国際政治学 2A）	2	研究指導（国際政治学 2B）	2
研究指導（比較政治学 A）	2	研究指導（比較政治学 B）	2
研究指導（政治情報論 A）	2	研究指導（政治情報論 B）	2
研究指導（公共政策論 A）	2	研究指導（公共政策論 B）	2
研究指導（政治行動論 A）	2	研究指導（政治行動論 B）	2
研究指導（法情報学 A）	2	研究指導（法情報学 B）	2
研究指導（知的財産権法A）	2	研究指導（知的財産権法B）	2
研究指導（国際金融論A）	2	研究指導（国際金融論B）	2
講義科目			
法哲学特殊講義	2	西洋法制史特殊講義	2
法社会学特殊講義	2		
憲法特殊講義 1	2	憲法特殊講義 2	2
憲法特殊講義 3	2	行政法特殊講義 1	2
行政法特殊講義 2	2	租税法特殊講義	2
国際租税法特殊講義	2	国際法特殊講義 1	2
国際法特殊講義 2	2	国際人権法特殊講義 1	2
国際取引法特殊講義 1	2	国際取引法特殊講義 2	2
民法特殊講義 1	2	民法特殊講義 2	2
民法特殊講義 3	2	民法特殊講義 4	2
民法特殊講義 5	2	民法特殊講義 6	2
民法特殊講義 7	2		
消費者法特殊講義 1	2	消費者法特殊講義 2	2
商法特殊講義 1	2	商法特殊講義 2	2
商法特殊講義 3	2	商法特殊講義 4	2
商法特殊講義 5	2		
民事訴訟法特殊講義 1	2	民事訴訟法特殊講義 2	2
民事訴訟法特殊講義 3	2	民事訴訟法特殊講義 4	2
刑事法特殊講義 1	2	刑事法特殊講義 2	2

刑事法特殊講義 3	2	刑事法特殊講義 4	2
経済法特殊講義	2	労働法特殊講義	2
外国法特殊講義	2	環境法特殊講義	2
行政学特殊講義	2	政治思想史特殊講義	2
政治史特殊講義	2	政治体制論特殊講義	2
政策過程論特殊講義	2		
国際政治学特殊講義 1	2	国際政治学特殊講義 2	2
比較政治学特殊講義	2	政治情報論特殊講義	2
公共政策論特殊講義	2	政治行動論特殊講義	2
法情報学特殊講義	2	知的財産権法特殊講義	2
国際金融論特殊講義	2		

履修方法

指導教授の研究指導（前後期各 2 単位）および講義科目（2 単位）を 3 年間継続して修得（合計 18 単位）しなければならない。これに加えて、指導教授の指導に基づき、必要な講義科目を履修しなければならない。

国際学研究科国際学専攻

博士前期課程

基礎科目

国際学基礎研究 1	2	国際学基礎研究 2	2
国際学基礎演習 1	2	国際学基礎演習 2	2
アカデミック・ライティング 1	2	アカデミック・ライティング 2	2

日本研究・アジア研究

日本・アジア研究領域基礎演習 1	2	日本・アジア研究領域基礎演習 2	2
開発経済論 1	2	開発経済論 2	2
開発経済論演習 1	2	開発経済論演習 2	2
農業・農村開発論 1	2	農業・農村開発論 2	2
農業・農村開発論演習 1	2	農業・農村開発論演習 2	2
マイノリティ研究 1	2	マイノリティ研究 2	2
マイノリティ研究演習 1	2	マイノリティ研究演習 2	2
比較制度経済学 1	2	比較制度経済学 2	2
比較制度経済学演習 1	2	比較制度経済学演習 2	2
日本文学・文芸評論 1	2	日本文学・文芸評論 2	2

日本文学・文芸評論演習 1	2	日本文学・文芸評論演習 2	2
日本語教育論 1	2	日本語教育論 2	2
日本語教育論演習 1	2	日本語教育論演習 2	2
中国政治経済論 1	2	中国政治経済論 2	2
中国政治経済論演習 1	2	中国政治経済論演習 2	2
成長と分配 1	2	成長と分配 2	2
成長と分配演習 1	2	成長と分配演習 2	2
政治社会思想史 1	2	政治社会思想史 2	2
政治社会思想史演習 1	2	政治社会思想史演習 2	2
南アジア研究 1	2	南アジア研究 2	2
南アジア研究演習 1	2	南アジア研究演習 2	2
アジア政治経済論 1	2	アジア政治経済論 2	2
アジア政治経済論演習 1	2	アジア政治経済論演習 2	2
比較文学 1	2	比較文学 2	2
比較文学演習 1	2	比較文学演習 2	2
比較教育学 1	2	比較教育学 2	2
比較教育学演習 1	2	比較教育学演習 2	2
日本政治経済論 1	2	日本政治経済論 2	2
日本政治経済論演習 1	2	日本政治経済論演習 2	2
日本・東アジア国際政治関係論 1	2	日本・東アジア国際政治関係論 2	2
日本・東アジア国際政治関係論演習 1	2	日本・東アジア国際政治関係論演習 2	2
応用言語学 1	2	応用言語学 2	2
応用言語学演習 1	2	応用言語学演習 2	2
平和研究			
平和研究領域基礎演習 1	2	平和研究領域基礎演習 2	2
文化創造論 1	2	文化創造論 2	2
文化創造論演習 1	2	文化創造論演習 2	2
イスラム思想論 1	2	イスラム思想論 2	2
イスラム思想論演習 1	2	イスラム思想論演習 2	2
平和の思想 1	2	平和の思想 2	2
平和の思想演習 1	2	平和の思想演習 2	2
先住民研究 1	2	先住民研究 2	2
先住民研究演習 1	2	先住民研究演習 2	2
国際人権・難民法 1	2	国際人権・難民法 2	2
国際人権・難民法演習 1	2	国際人権・難民法演習 2	2
国際関係法 1	2	国際関係法 2	2

国際関係法演習 1	2	国際関係法演習 2	2
軍縮と平和 1	2	軍縮と平和 2	2
軍縮と平和演習 1	2	軍縮と平和演習 2	2
比較文化論 1	2	比較文化論 2	2
比較文化論演習 1	2	比較文化論演習 2	2
仏教文化史 1	2	仏教文化史 2	2
仏教文化史演習 1	2	仏教文化史演習 2	2
政治社会学 1	2	政治社会学 2	2
政治社会学演習 1	2	政治社会学演習 2	2
NGO論 1	2	NGO論 2	2
NGO論演習 1	2	NGO論演習 2	2
ジェンダー研究 1	2	ジェンダー研究 2	2
ジェンダー研究演習 1	2	ジェンダー研究演習 2	2
グローバル社会研究			
グローバル社会研究領域基礎演習 1	2	グローバル社会研究領域基礎演習 2	2
ヨーロッパ政治経済論 1	2	ヨーロッパ政治経済論 2	2
ヨーロッパ政治経済論演習 1	2	ヨーロッパ政治経済論演習 2	2
宗教文化論 1	2	宗教文化論 2	2
宗教文化論演習 1	2	宗教文化論演習 2	2
比較政治学 1	2	比較政治学 2	2
比較政治学演習 1	2	比較政治学演習 2	2
国際文化論 1	2	国際文化論 2	2
国際文化論演習 1	2	国際文化論演習 2	2
国際金融の政治経済学 1	2	国際金融の政治経済学 2	2
国際金融の政治経済学演習 1	2	国際金融の政治経済学演習 2	2
社会起業論 1	2	社会起業論 2	2
社会起業論演習 1	2	社会起業論演習 2	2
環境と政策 1	2	環境と政策 2	2
環境と政策演習 1	2	環境と政策演習 2	2
国際政治経済論 1	2	国際政治経済論 2	2
国際政治経済論演習 1	2	国際政治経済論演習 2	2
アメリカ文化研究 1	2	アメリカ文化研究 2	2
アメリカ文化研究演習 1	2	アメリカ文化研究演習 2	2
中欧・東欧研究 1	2	中欧・東欧研究 2	2
中欧・東欧研究演習 1	2	中欧・東欧研究演習 2	2
国際関係論 1	2	国際関係論 2	2

国際関係論演習 1	2	国際関係論演習 2	2
国際経済論 1	2	国際経済論 2	2
国際経済論演習 1	2	国際経済論演習 2	2
国際経済法 1	2	国際経済法 2	2
国際経済法演習 1	2	国際経済法演習 2	2
応用計量分析 1	2	応用計量分析 2	2
応用計量分析演習 1	2	応用計量分析演習 2	2
アフリカ政治経済論 1	2	アフリカ政治経済論 2	2
アフリカ政治経済論演習 1	2	アフリカ政治経済論演習 2	2
オセアニア地域研究 1	2	オセアニア地域研究 2	2
オセアニア地域研究演習 1	2	オセアニア地域研究演習 2	2
比較政治経済 1	2	比較政治経済 2	2
比較政治経済演習 1	2	比較政治経済演習 2	2
社会政策論 1	2	社会政策論 2	2
社会政策論演習 1	2	社会政策論演習 2	2
インターンシップ			
インターンシップ A	2	インターンシップ B	4
海外研究 1	2	海外研究 2	2
論文指導			
研究指導 (1a)	1	研究指導 (1b)	1
研究指導 (2a)	1	研究指導 (2b)	1
研究指導 (3a)	1	研究指導 (3b)	1
研究指導 (4a)	1	研究指導 (4b)	1
研究指導 (5a)	1	研究指導 (5b)	1
研究指導 (6a)	1	研究指導 (6b)	1
研究指導 (7a)	1	研究指導 (7b)	1
研究指導 (8a)	1	研究指導 (8b)	1
研究指導 (9a)	1	研究指導 (9b)	1
研究指導 (10a)	1	研究指導 (10b)	1
研究指導 (11a)	1	研究指導 (11b)	1
研究指導 (12a)	1	研究指導 (12b)	1
研究指導 (13a)	1	研究指導 (13b)	1
研究指導 (14a)	1	研究指導 (14b)	1
研究指導 (15a)	1	研究指導 (15b)	1
研究指導 (16a)	1	研究指導 (16b)	1
研究指導 (17a)	1	研究指導 (17b)	1

研究指導 (18a)	1	研究指導 (18b)	1
研究指導 (19a)	1	研究指導 (19b)	1
研究指導 (20a)	1	研究指導 (20b)	1
研究指導 (21a)	1	研究指導 (21b)	1
研究指導 (22a)	1	研究指導 (22b)	1
研究指導 (23a)	1	研究指導 (23b)	1
研究指導 (24a)	1	研究指導 (24b)	1
研究指導 (25a)	1	研究指導 (25b)	1
研究指導 (26a)	1	研究指導 (26b)	1
研究指導 (27a)	1	研究指導 (27b)	1
研究指導 (28a)	1	研究指導 (28b)	1
研究指導 (29a)	1	研究指導 (29b)	1
研究指導 (30a)	1	研究指導 (30b)	1
研究指導 (31a)	1	研究指導 (31b)	1
研究指導 (32a)	1	研究指導 (32b)	1
研究指導 (33a)	1	研究指導 (33b)	1
研究指導 (34a)	1	研究指導 (34b)	1
研究指導 (35a)	1	研究指導 (35b)	1
研究指導 (36a)	1	研究指導 (36b)	1

履修方法

1. 博士前期課程にあつては、2 年以上在籍し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文を作成しなければならない。
2. 必修科目は(1) 国際学基礎演習 1、国際学基礎演習 2 の 2 科目 (4 単位)、(2) 指導教員が担当する演習を伴う科目より 2 科目 (4 単位) ならびにその演習 2 科目 (4 単位)、(3) 論文指導としての研究指導 4 科目 (4 単位) の合計 16 単位とする。研究指導科目は、原則として同一科目番号の a および b を合わせて履修しなければならない。
3. 演習を伴う科目については、原則として指導教員の開講する科目を履修しなければならない。
4. その他の授業科目 7 科目 14 単位以上を選択履修するものとする。
5. 国際学科の学科講義科目(3)または国際キャリア学科の上級科目(講義科目)の 2 科目に限って、国際学基礎研究 1 または国際学基礎研究 2 の修得とすることができる。履修にあたっては指導教員が指定し、国際学専攻主任の許可を得なければならない。これらの科目の担当教員は、大学院生の履修者に対しては、追加的な教材、課題を課し、大学院生独自の基準で単位を認定する。但し、国際学基礎研究 1 および国際学基礎研究 2 の単位は修了単位に含められない。
6. 指導教員の研究指導については同一科目の複数回の履修を可とする。

博士後期課程

特殊研究（軍縮・平和研究）	4	特殊研究（軍縮・平和研究）研究指導	4
特殊研究（国際関係論）	4	特殊研究（国際関係論）研究指導	4
特殊研究（国際人権・難民法）	4	特殊研究（国際人権・難民法）研究指導	4
特殊研究（国際関係法）	4	特殊研究（国際関係法）研究指導	4
特殊研究（国際経済論）	4	特殊研究（国際経済論）研究指導	4
特殊研究（国際経済法）	4	特殊研究（国際経済法）研究指導	4
特殊研究（国際政治経済論）	4	特殊研究（国際政治経済論）研究指導	4
特殊研究（アフリカ政治経済論）	4	特殊研究（アフリカ政治経済論）研究指導	4
特殊研究（アジア政治経済論）	4	特殊研究（アジア政治経済論）研究指導	4
特殊研究（東アジア地域研究）	4	特殊研究（東アジア地域研究）研究指導	4
特殊研究（南アジア研究）	4	特殊研究（南アジア研究）研究指導	4
特殊研究（中国政治経済論）	4	特殊研究（中国政治経済論）研究指導	4
特殊研究（EU 政治経済論）	4	特殊研究（EU 政治経済論）研究指導	4
特殊研究（中欧東欧論）	4	特殊研究（中欧東欧論）研究指導	4
特殊研究（比較経済制度研究）	4	特殊研究（比較経済制度研究）研究指導	4
特殊研究（地域統合の政治経済学）	4	特殊研究（地域統合の政治経済学）研究指導	4
特殊研究（国際保健）	4	特殊研究（国際保健）研究指導	4
特殊研究（文化創造論）	4	特殊研究（文化創造論）研究指導	4
特殊研究（比較文化論）	4	特殊研究（比較文化論）研究指導	4
特殊研究（宗教学・宗教史学）	4	特殊研究（宗教学・宗教史学）研究指導	4
特殊研究（仏教文化論）	4	特殊研究（仏教文化論）研究指導	4
特殊研究（イスラム思想論）	4	特殊研究（イスラム思想論）研究指導	4
特殊研究（近現代日本政治思想史）	4	特殊研究（近現代日本政治思想史）研究指導	4
特殊研究（現代日本文学）	4	特殊研究（現代日本文学）研究指導	4
特殊研究（日欧比較文学）	4	特殊研究（日欧比較文学）研究指導	4
特殊研究（日米比較文学）	4	特殊研究（日米比較文学）研究指導	4
特殊研究（比較教育学）	4	特殊研究（比較教育学）研究指導	4
特殊研究（日本語教育論）	4	特殊研究（日本語教育論）研究指導	4
特殊研究（政治社会学）	4	特殊研究（政治社会学）研究指導	4
特殊研究（社会的少数者）	4	特殊研究（社会的少数者）研究指導	4
特殊研究（ジェンダー論）	4	特殊研究（ジェンダー論）研究指導	4
特殊研究（社会起業論）	4	特殊研究（社会起業論）研究指導	4
特殊研究（環境・環境政策論）	4	特殊研究（環境・環境政策論）研究指導	4

特殊研究（成長と分配）	4	特殊研究（成長と分配）研究指導	4
特殊研究（比較政治学）	4	特殊研究（比較政治学）研究指導	4
特殊研究（日本政治経済論）	4	特殊研究（日本政治経済論）研究指導	4
特殊研究（応用計量分析）	4	特殊研究（応用計量分析）研究指導	4
特殊研究（農業・農村開発論）	4	特殊研究（農業・農村開発論）研究指導	4
特殊研究（アメリカ先住民研究）	4	特殊研究（アメリカ先住民研究） 研究指導	4
特殊研究（オセアニア地域研究）	4	特殊研究（オセアニア地域研究） 研究指導	4
特殊研究（比較政治経済）	4	特殊研究（比較政治経済）研究指導	4
特殊研究 （日本・東アジア国際政治関係論）	4	特殊研究 （日本・東アジア国際政治関係論） 研究指導	4
特殊研究（社会政策論）	4	特殊研究（社会政策論）研究指導	4
特殊研究（応用言語学）	4	特殊研究（応用言語学）研究指導	4

履修方法

国際学研究科国際学専攻後期課程にあつては、

- (1) 指導教員の講義科目 4 単位と研究指導 8 単位、合計 12 単位以上を修得し、かつ、博士論文を作成しなければならない。指導教員の研究指導については同一科目の複数回の履修を可とする。
- (2) さらに、指導教員の指導にもとづいて、研究の基礎科目を受講しなければならない。
- (3) 研究指導は、指導教員（主査）と 2 名の指導教員（副査）によって行う。

心理学研究科心理学専攻

博士前期課程

I 臨床心理学コース

1 必修科目

〔19 科目（39 単位）を全て履修すること。〕

臨床心理学特論 A	2	臨床心理学特論 B	2
臨床心理面接特論 A（心理支援に関する理論と実践）	2	臨床心理面接特論 B	2
臨床心理査定演習 A（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	臨床心理査定演習 B	2
臨床心理基礎実習 A	1	臨床心理基礎実習 B	1
心理実践実習 I	2	心理実践実習 II	3
心理実践実習 III	2	心理実践実習 IV	2

臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅴ）	2	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅵ）	2
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅶ）	4	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅷ）	2
臨床心理実習Ⅱ	2	臨床心理特論研究 1	2
臨床心理特論研究 2	2		

2 選択必修科目

〔次の各群から各々1科目（2単位）以上、計5科目（10単位）以上を履修すること。〕

A群

心理統計法特論	2	心理学研究法特論	2
心理学特殊研究 1	2		

B群

パーソナリティ心理学特論	2	生涯発達心理学特論	2
認知心理学特論	2	生理心理学特論	2
大脳生理学特論	2		

C群

社会心理学特論	2	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
---------	---	------------------------------	---

D群

精神医学特論 A（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	精神医学特論 B	2
心身医学特論	2	老年心理学特論	2
障害児・者心理臨床学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		

E群

投影法特論	2	心理療法特論 1（精神分析療法）	2
心理療法特論 2（クライエント中心療法）	2	心理療法特論 3（認知行動療法）	2
心理療法特論 4（家族療法）	2	心理療法特論 5（遊戯療法・箱庭療法）	2
コミュニティ・アプローチ特論	2	グループ・アプローチ特論	2

3 選択科目

教育分野に関する理論と支援の展開	2	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	心の健康教育に関する理論と実践	2

修了要件

心理学専攻博士前期課程臨床心理学コースを修了するためには、次に示す科目を履修して単位を修得すると共に、「修士論文」を定められた期日までに提出し審査に合格することが必要である。

1 必修科目 19 科目 39 単位

2 選択必修科目	5 科目	10 単位
合計	24 科目	49 単位以上

II 心理学コース

1 必修科目

〔5 科目（8 単位）を全て履修すること。〕

心理応用統計法	2	心理学研究法 1	2
心理学研究法 2	2	心理学研究指導 A	1
心理学研究指導 B	1		

2 選択必修科目

(1) 講義科目

〔8 科目（16 単位）を履修すること。〕

生理心理学特論	2	認知心理学特論	2
生涯発達心理学特論	2	老年心理学特論	2
社会心理学特論	2	産業・組織心理学特論	2
教育測定心理学特論	2	犯罪心理学特論	2
進化心理学特論	2	感情心理学特論	2
パーソナリティ心理学特論	2	心理統計法特論	2
心理学研究法特論	2	大脳生理学特論	2
発達検査法特論	2		
精神医学特論 A（保健医療に関する 理論と支援の展開）	2	精神医学特論 B	2
家族関係・集団・地域社会における 心理支援に関する理論と実践	2		

(2) 研究科目

〔4 科目（4 単位）を履修すること。ただし、1 科目につき 1A・2A を連続して履修すること。〕

生理心理学特論研究 1A	1	生理心理学特論研究 1B	1
生理心理学特論研究 2A	1	生理心理学特論研究 2B	1
認知心理学特論研究 1A	1	認知心理学特論研究 1B	1
認知心理学特論研究 2A	1	認知心理学特論研究 2B	1
発達心理学特論研究 1A	1	発達心理学特論研究 1B	1
発達心理学特論研究 2A	1	発達心理学特論研究 2B	1
老年心理学特論研究 1A	1	老年心理学特論研究 1B	1
老年心理学特論研究 2A	1	老年心理学特論研究 2B	1

社会心理学特論研究 1A	1	社会心理学特論研究 1B	1
社会心理学特論研究 2A	1	社会心理学特論研究 2B	1
産業・組織心理学特論研究 1A	1	産業・組織心理学特論研究 1B	1
産業・組織心理学特論研究 2A	1	産業・組織心理学特論研究 2B	1
教育心理学特論研究 1A	1	教育心理学特論研究 1B	1
教育心理学特論研究 2A	1	教育心理学特論研究 2B	1
犯罪心理学特論研究 1 A	1	犯罪心理学特論研究 1 B	1
犯罪心理学特論研究 2 A	1	犯罪心理学特論研究 2 B	1

3 選択科目

〔合計 5 科目（8 単位）以上を履修すること。〕

<講義科目> 3 科目（6 単位）以上を履修すること。

生理心理学特殊研究	2	認知心理学特殊研究	2
発達心理学特殊研究	2	老年心理学特殊研究	2
社会心理学特殊研究	2	産業・組織心理学特殊研究	2
教育心理学特殊研究	2	犯罪心理学特殊研究	2
心理学特殊研究 1	2	心理学特殊研究 2	2
心理学特殊研究 3	2	心理学特殊研究 4	2
心理学特殊研究 5	2	臨床発達心理学総論	2
保育発達心理学総論	2	情動発達心理学特論	2
言語コミュニケーション特論	2	言語発達心理学特論	2
障害児心理学総論	2	教育発達学研究法特論	2

<実習科目> 2 科目（2 単位）以上を履修すること。

生理心理学実習 A	1	生理心理学実習 B	1
認知心理学実習 A	1	認知心理学実習 B	1
発達心理学実習 A	1	発達心理学実習 B	1
老年心理学実習 A	1	老年心理学実習 B	1
社会心理学実習 A	1	社会心理学実習 B	1
産業・組織心理学実習 A	1	産業・組織心理学実習 B	1
教育心理学実習 A	1	教育心理学実習 B	1
犯罪心理学実習 A	1	犯罪心理学実習 B	1

修了要件

心理学専攻博士前期課程心理学コースを修了するためには、次に示す科目を履修して単位を修得すると共に「修士論文」を定められた期日までに提出し審査に合格することが必要である。

- 1 必修科目 5 科目 8 単位
- 2 選択必修科目

(1) 講義科目	8 科目	16 単位
(2) 研究科目	4 科目	4 単位
3 選択科目	5 科目	8 単位
合計	22 科目	36 単位 以上

博士後期課程

1. 特別演習

特別演習 I	2	特別演習 II	2
特別演習 III	2	特別演習 IV	2
特別演習 V	2	特別演習 VI	2

2. 特別講義

基礎心理学領域群 (I)

特別講義 I A	2	特別講義 I B	2
特別講義 I C	2	特別講義 I D	2
特別講義 I E	2	特別講義 I F	2

臨床心理学領域群 (II)

特別講義 II A	2		
特別講義 II B	2	特別講義 II C	2
特別講義 II D	2	特別講義 II E	2
特別講義 II F	2		

教育発達学領域群 (III)

特別講義 III A	2		
特別講義 III B	2	特別講義 III C	2
特別講義 III D	2	特別講義 III E	2
特別講義 III F	2	特別講義 III G	2
特別講義 III H	2	特別講義 III I	2
特別講義 III J	2	特別講義 III K	2
特別講義 III L	2	特別講義 III M	2
特別講義 III N	2		

修了要件

心理学研究科心理学専攻博士後期課程にあつては、3 年以上在学し、論文指導教授の「特別演習」6 科目 (12 単位)、論文指導教授以外の教員が担当する「特別講義」2 科目 (4 単位)、合わせて 16 単位以上を修得し、かつ、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

心理学研究科教育発達学専攻

修士課程

< 研究基礎科目 >

教育発達学総論	2	教育発達学特論ⅠA（発達心理）	2
教育発達学特論ⅠB（教育心理）	2	教育発達学特論ⅡA（教育環境）	2
教育発達学特論ⅡB（学習過程）	2	教育発達学特論ⅢA（障害児・者心理）	2
教育発達学特論ⅢB（特別支援）	2		

< 課題探究科目 >

A 発達の理解領域

臨床発達心理学総論	2	保育発達心理学総論	2
情動発達心理学特論	2	言語コミュニケーション特論	2
言語発達心理学特論	2	認知心理学特論	2
障害児心理学総論	2	心理統計法特論	2
教育発達学研究法特論	2		

B 行動の理解と支援領域

保育臨床心理学特論	2	生徒指導特論	2
知的障害児病理特論	2	発達障害児病理特論	2
肢体不自由児病理特論	2	病弱児病理特論	2
臨床アセスメント特論	2	発達検査法特論	2
障害児キャリア支援特論	2	学級集団アセスメント特論	2

C 学習の理解と支援領域

学習心理学特論	2	幼児教育特論	2
造形表現特論	2	子ども言語特論	2
音楽表現特論	2	初等科教育研究特論（国語）	2
初等科教育研究特論（社会）	2	初等科教育研究特論（算数）	2
初等科教育研究特論（生活）	2	初等科教育研究特論（音楽）	2
初等科教育研究特論（図画工作）	2	初等科教育研究特論（体育）	2
特別支援教育学特論	2	肢体不自由児教育学特論	2
知的障害児指導法特論	2	発達障害児指導法特論	2
保育教材開発特論	2	特別支援教材開発特論	2
教育発達臨床研究A（幼稚園）	2	教育発達臨床研究B（小学校）	2
教育測定心理学特論	2		

D 子どもの環境デザイン領域

人間関係心理学特論	2	教師論特論	2
教育経営学特論	2	比較教育学特論	2
教育課程学特論	2	学校カウンセリング特論	2

教育相談学特論	2	特別支援教育コーディネーター特論	2
<臨床実習科目>			
教育発達臨床学外実習	2	障害児臨床実習 1 (アセスメント)	2
障害児臨床実習 2 (相談・支援)	2	障害児臨床学外実習	2
<研究指導科目>			
研究指導 1	2	研究指導 2	2

修了要件

修了要件ならびに履修方法は、以下の通りである。

1. 2年以上在学すること。
2. 授業科目の中から 36 単位以上を修得すること。そのうち「研究基礎科目」の 7 科目、研究指導 1 および研究指導 2 の 2 科目、計 9 科目 18 単位を必修とする。また、各領域から 1 科目、計 4 科目 8 単位を選択必修とする。
3. 修士論文の審査に合格すること。

法と経営学研究科法と経営学専攻

修士課程

共通基礎科目

ビジネス総論 1	2	ビジネス総論 2	2
中小企業研究総論 (事業承継の法と経営)	2	企業と社会 (C S R)	2
法と経済学	2	法学研究論	2
経営学研究論	2	社会起業論	2
起業論	2	統計学総論	2
法と経営学特論	2		

講義科目

<コーポレート・ガバナンス>

経営学関連科目

コーポレート・ガバナンス研究	2	企業経営研究 (アジア進出日系企業の経営戦略)	2
会計研究 1 (企業会計)	2	会計研究 2 (内部統制・監査)	2

法学関連科目

会社法研究 1 (企業組織の法と実務)	2	会社法研究 2 (企業再編の法と実務)	2
民事再生法研究	2		

(企業再生の法と実務)			
<ファイナンス>			
経営学関連科目			
ファイナンス研究 1 (コーポレートファイナンス)	2	ファイナンス研究 2 (インベストメント)	2
会計研究 3 (会計情報と企業評価)	2		
法学関連科目			
企業金融研究 (資金調達の法と実務)	2	担保法研究 (担保・保証の法と実務)	2
<ヒューマン・リソース>			
経営学関連科目			
経営組織・労務研究 1 (経営組織の構築と運営)	2	経営組織・労務研究 2 (戦略的人的資源管理)	2
経営組織・労務研究 3 (経営と組織)	2		
法学関連科目			
労働法研究 1 (雇用システムの法と実務)	2	労働法研究 2 (労働組合の法と実務)	2
社会保障法研究 (社会保険制度の法と実務)	2		
<プロダクション&サプライ>			
経営学関連科目			
経営戦略研究 1 (中小・中堅企業の持続的競争力構築)	2	経営戦略研究 2 (グローバルビジネス)	2
経営戦略研究 3 (情報システム)	2	会計研究 4 (管理会計)	2
法学関連科目			
契約法研究 (契約法の基本原理)	2	知的財産法研究 (知的財産の法と実務)	2
国際取引法研究 (グローバルビジネスの法と実務)	2		
<マーケティング>			
経営学関連科目			
マーケティング研究 1 (消費者行動)	2	マーケティング研究 2 (マーケティングサイエンス)	2
法学関連科目			
不法行為法研究 (不法行為法の基本構造)	2	消費者法研究 (消費者保護の法と実務)	2
競争法研究 (企業間競争の法と実務)	2	経済刑法研究 (企業と刑法)	2
<ガバメント>			
経営学関連科目			

会計研究 5 (会計基準論)	2	グローバルビジネスと税	2
法学関連科目			
憲法研究 (企業と憲法)	2	行政法研究 (行政規制の法と実務)	2
税法研究 1 (税法の基本原則)	2	税法研究 2 (所得税の法と実務)	2
税法研究 3 (法人税の法と実務)	2	税法研究 4 (消費税の法と実務)	2
環境法研究 (企業と環境問題)	2		
演習科目			
1 年次演習	4	研究指導	4
特定課題研究	2	合同演習	2
研究関連科目			
エクスターンシップ	2	ビジネス英語	2
民事訴訟法研究 (紛争解決の法と実務)	2	刑事訴訟法研究 (刑事事件の法と実務)	2

修了要件

修了要件ならびに履修方法は以下の通りである。

1. 法と経営学研究科法と経営学専攻修士課程においては、2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、修士論文または特定課題研究成果報告書の審査に合格しなければならない。
2. 在籍 2 年目の履修登録時に、修士論文または特定課題研究成果報告書のいずれかを選択しなければならない。
3. 経営学と法学の融合的学習を目的とする「共通基礎科目」のうち 8 単位 (うち 4 単位はビジネス総論 1・2) と合同演習 2 単位、および研究指導 4 単位または特定課題研究 2 単位を必修単位とする。さらに、講義科目の中から経営学関連科目 2 科目 (4 単位)、法学関連科目 2 科目 (4 単位) を修得しなければならない。

情報数理学研究科情報数理学専攻

博士前期課程

専攻基幹科目

概論

情報数理学概論 2

数理・量子情報領域

情報数学特論 A 2 情報数学特論 B 2

数理科学特論 A 2 数理科学特論 B 2

量子情報特論 A 2 量子情報特論 B 2

AI・データサイエンス領域

社会情報学特論 A 2 社会情報学特論 B 2

人工知能特論 A	2	人工知能特論 B	2
機械学習特論 A	2	機械学習特論 B	2
情報システム・セキュリティ領域			
情報システム特論 A	2	情報システム特論 B	2
情報ネットワーク特論 A	2	情報ネットワーク特論 B	2
情報セキュリティ特論 A	2	情報セキュリティ特論 B	2
キャリア形成科目			
産学連携講座	2		
特別講義科目			
情報数理学特講 I A	2	情報数理学特講 I B	2
研究指導			
特別研究 I	6	特別研究 II	6

修了要件：

修了要件ならびに履修の方法は以下のとおりである。

1. 博士前期課程に所定の期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、本研究科の行う修士論文審査および最終試験に合格すること。
2. 専攻基幹科目の情報数理学概論・2単位、キャリア形成科目の産学連携講座・2単位、研究指導の特別研究 I・6単位および特別研究 II・6単位を必修科目とする。
3. 専攻基幹科目のうち主指導教員と相談のうえで決定した2科目・4単位および特別講義科目のうち1科目・2単位を選択必修科目とする。
4. 2.および3.を除く専攻基幹科目および特別講義科目から4科目・8単位を選択科目とする。

博士後期課程

特別講義科目			
情報数理学特講 II A	2	情報数理学特講 II B	2
研究指導			
特別研究 III	6	特別研究 IV	6
特別研究 V	6		

修了要件：

修了要件ならびに履修の方法は以下のとおりである。

1. 博士後期課程に所定の期間在学し、20単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、本研究科の行う博士論文審査および最終試験に合格すること。
2. 研究指導の特別研究 III・6単位、特別研究 IV・6単位、特別研究 V・6単位を必修科目とする。
3. 特別講義科目のうち1科目・2単位を選択必修科目とする。

別表第 2 入学金、授業料等学納金

区分	金額（円）	備考
入学金	150,000	本学学部、博士前期課程、修士課程および 専門職学位課程出身者は免除
授業料	(情報数理学研究科) 540,000 (上記以外の研究科) 510,000	毎年次
授業料 (博士前期課程 3 年制コース)	340,000	毎年次
施設費	100,000	毎年次
設備費	(情報数理学研究科) 70,000 (上記以外の研究科) 20,000	毎年次

博士前期課程3年制コースの授業料は授業料2年分を3で除した金額（千円未満切り上げ）とする。

※再入学の場合は、明治学院大学大学院学納金等取扱細則第7条第4項、5項による。

明治学院大学大学院情報数理学研究科委員会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、明治学院大学大学院学則第18条に基づき設置する情報数理学研究科委員会（以下「委員会」という）の組織および運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 委員会は、情報数理学研究科（以下「研究科」という）の授業科目を担当する教授および准教授をもって組織する。

2 委員会は、必要に応じて、研究科の授業科目を担当しない本学教員を構成員とすることができる。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

（1）情報数理学研究科委員長（以下「委員長」という）および専攻主任の推薦に関する事項

（2）予算に関する事項

（3）研究科の設置および廃止に関する事項

（4）授業科目の設置および廃止に関する事項

（5）履修指導に関する事項

（6）入学、留学、退学および休学に関する事項

（7）学生の賞罰に関する事項

（8）学位論文審査および課程修了に関する事項

（9）規程、内規、申し合わせの改廃に関する事項

（10）その他研究科の組織運営に関する事項

（委員会の開催）

第4条 委員会の議長は委員長が担当し、委員長に事故あるときは、大学院委員が議長を代理する。

2 委員会は、原則として月に1回開催される。また、必要に応じて臨時委員会が開催される。

3 委員会の定足数は、海外出張および休職中の者を除く構成員の過半数とする。

4 委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

5 委員会は、その議事を議事録に記載する。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃については、委員会出席者の3分の2以上の議決を要し、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

1 この規程は、2027年4月1日から施行する。